

令和5年度第2回龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

日 時：令和5年9月26日(火)

午後1時30分から

場 所：龍ヶ崎市役所 5階全員協議会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について

(2) 今後のスケジュールについて

(3) その他

3 閉 会

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画（案）

目 次

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定の背景

全国の総人口は総務省の推計によると、令和5年8月1日現在、約1億2,454万人で、そのうち高齢者人口は3,623万人。高齢化率は29.1%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。次に、茨城県の総人口は県統計課「常住人口調査」によると、令和5年7月1日現在、2,828,086人で、そのうち高齢者人口は852,463人。高齢化率は30.1%となっています。一方、本市の総人口は、令和5年7月1日現在、75,386人で、そのうち高齢者人口は23,001人。高齢化率は30.5%と、全国平均及び茨城県平均を上回る高齢化率となっています。

令和7（2025）年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測されるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれています。

このような状況の中、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを迎える地域も出てくるなど、人口構成の変化や介護サービスに対するニーズ等は地域によって異なる動向を示すことが予測されています。

こうした社会情勢を踏まえ、令和3年度に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされており、具体的な取組内容や目標を定め、優先順位を検討した上で、高齢者福祉施策を推進していくことが求められています。

本市においては、令和3年3月に策定した「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の安定した運営などに計画的に取り組んできましたが、令和5年度で満了を迎える第8期計画は、新型コロナウイルス感染症の発現により高齢者福祉施策の推進に影響を及ぼした施策もあると考えられることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指して、令和6年度を初年度とする「龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の法的根拠

この計画は、「龍ヶ崎市高齢者福祉計画」及び「龍ヶ崎市第9期介護保険事業計画」を以下の法的根拠に基づき、一体のものとして策定したものです。

【龍ヶ崎市高齢者福祉計画】

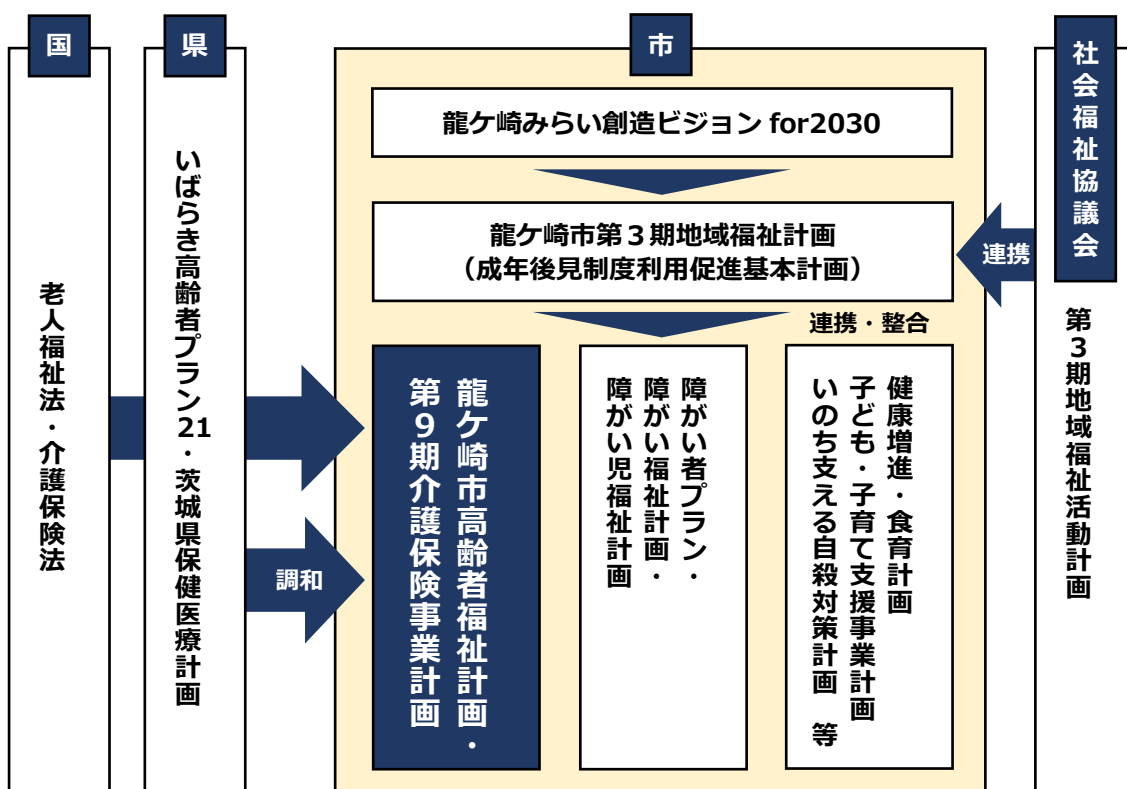
龍ヶ崎市高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」であり、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、生きがいつくり、介護予防・重度化防止などを含めた地域における福祉水準の向上を目指します。

【龍ヶ崎市第9期介護保険事業計画】

龍ヶ崎市第9期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」であり、介護給付サービスや地域支援事業の見込量と制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定めるものです。

3 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法や介護保険法の指針に基づいて策定されています。また、上位計画である茨城県の「いばらき高齢者プラン21」や本市の最上位計画である「**龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030**」に基づきながら、「龍ヶ崎市**第3期**地域福祉計画」をはじめとする福祉分野の関連する各計画と整合性を図り策定しました。

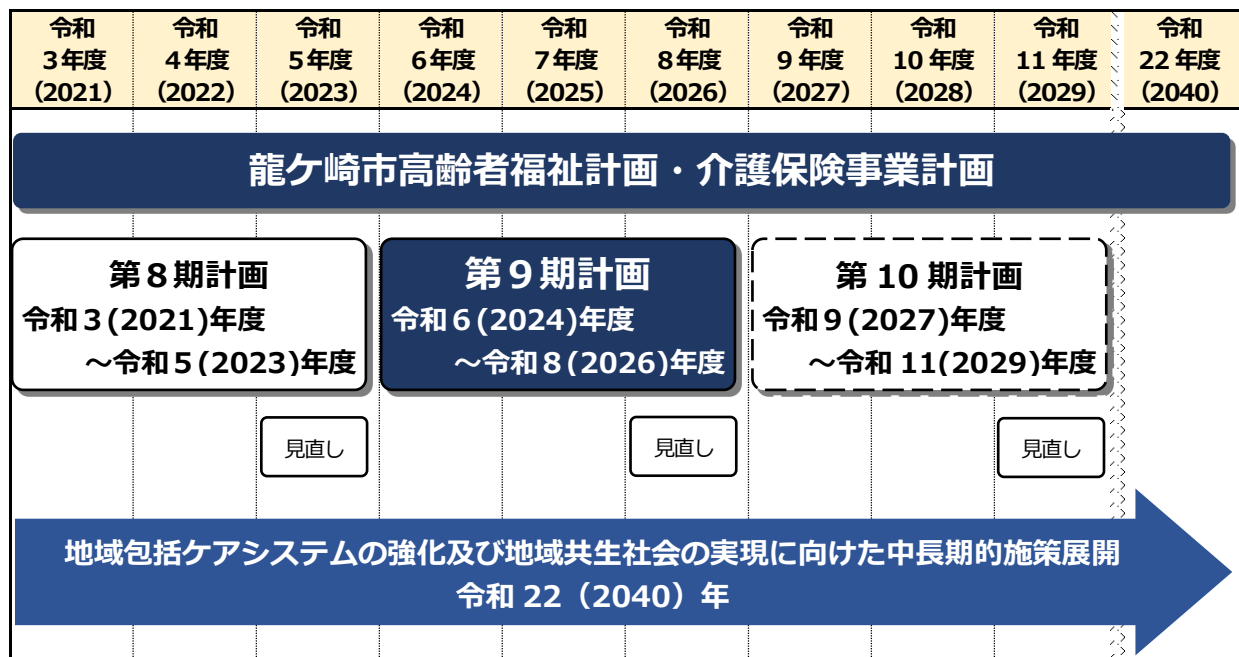


4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間としており、令和22（2040）年までの中長期的な視点を踏まえて策定しています。

また、本計画は3年ごとに見直しを行うことになっているため、次期計画（第10期計画）は令和8年度に計画の策定を行います。

なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況、ニーズ等に変化がみられた場合はその動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。



5 計画策定体制

（１）龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

本計画の策定に当たっては、利用者の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、医療関係機関の代表者や介護サービス等の提供事業者、福祉団体、学識経験者、市議会議員、介護保険の被保険者などの各層の関係者の参画による「龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会」において、継続的な審議・検討を行いました。

（２）アンケート調査の実施

市民の健康状態や日常生活の状況、福祉サービス等における利用状況などを把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」並びに「在宅介護実態調査」を実施しました。

（３）地域包括ケア「見える化」システムの活用

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省により導入された情報システムを活用しています。介護保険に関連する情報等、様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

（４）パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取し、寄せられた意見を考慮することを目的として龍ヶ崎市パブリックコメント手続要綱に基づき、令和●年●月●日から令和●年●月●日の期間でパブリックコメントを実施しました。

なお、パブリックコメントの結果については次のとおりです。

件 数	内 訳
●件	1 原案を修正するもの…………… ●件 2 原案には反映できないもの…… ●件 3 既に原案に記載済みのもの…… ●件

6 第9期計画における主な視点と取組

厚生労働省において、第9期介護保険事業計画で充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供

（３）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実

第 2 章

高齢者をめぐる現状と推計

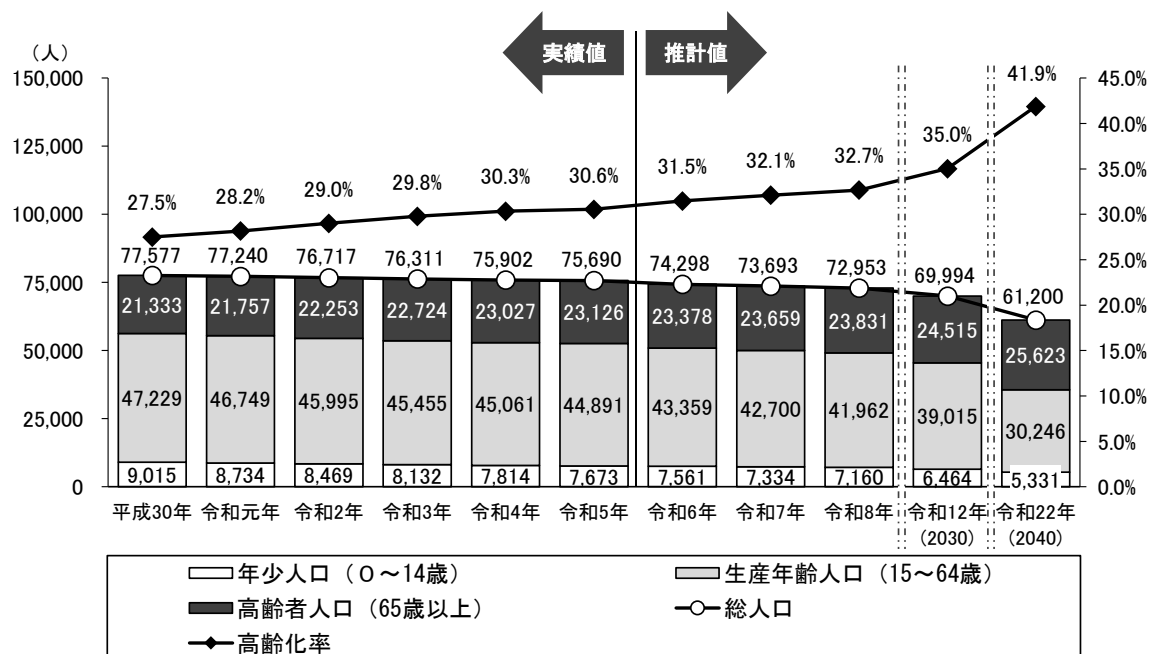
1 人口の現状と推計

(1) 総人口の推移と推計

本市の総人口は令和5年4月1日現在、75,690人となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている中、高齢者人口は増加を続け、高齢者人口は23,126人で、高齢化率は30.6%となっています。

将来推計では、令和8年には総人口が72,953人、高齢者人口が23,831人（高齢化率32.7%）、令和12（2030）年には総人口が69,994人、高齢者人口が24,515人（高齢化率35.0%）、令和22（2040）年には総人口が61,200人、高齢者人口が25,623人（高齢化率41.9%）になることが予測されます。

【総人口及び年齢階層別人口の推移と推計】



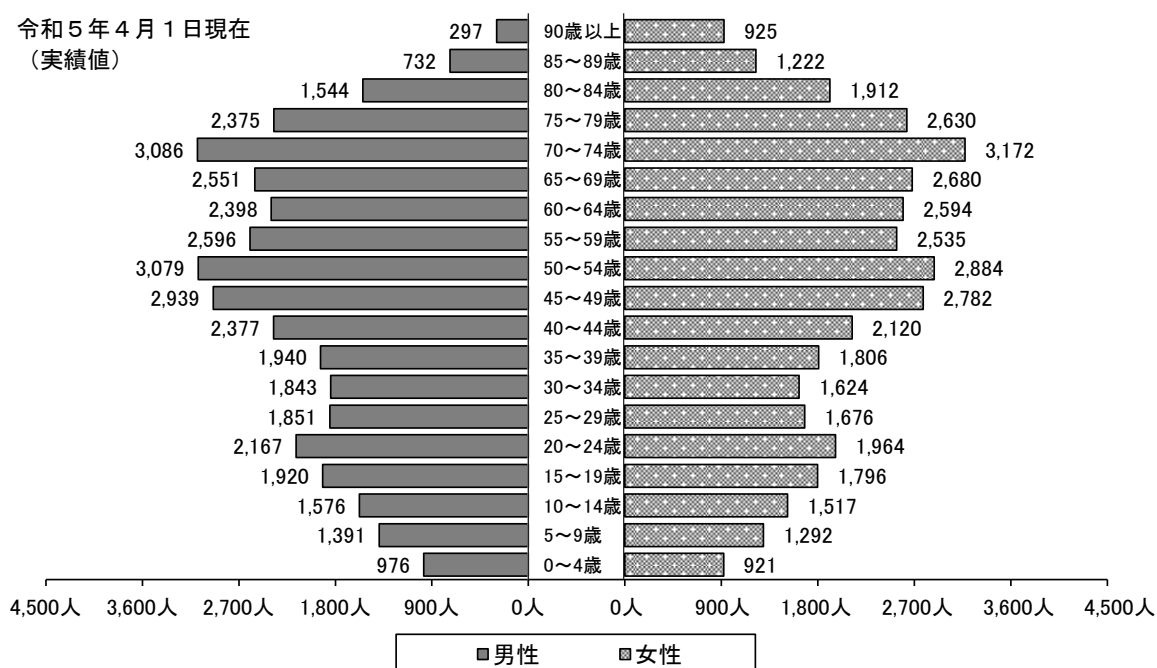
資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）※令和5年は4月1日現在
推計値は令和2年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

(2) 人口構成（実績値と推計値）

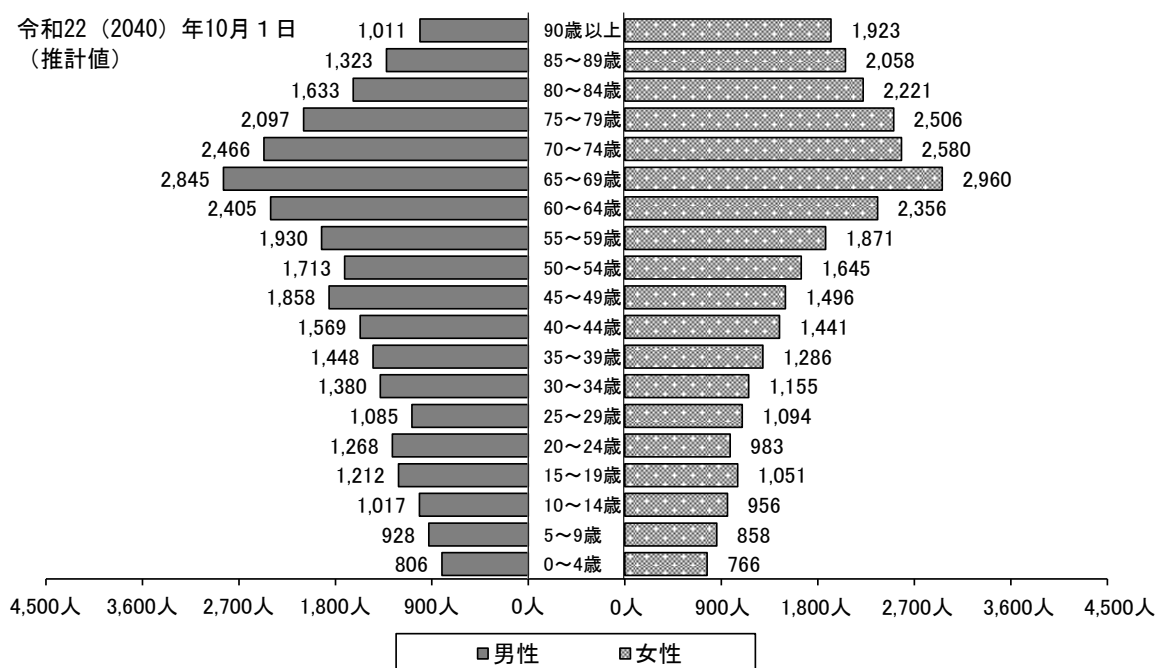
本市の令和5年4月1日現在の人口構成では、65～74歳の前期高齢者数が多く、その子ども世代である45～54歳の人口が多いことがうかがえます。

令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、更に年少人口及び生産年齢人口が減少することから、高齢者を支える人材不足が深刻化することが予測されます。

【令和5年4月1日現在の人口構成（実績値）】



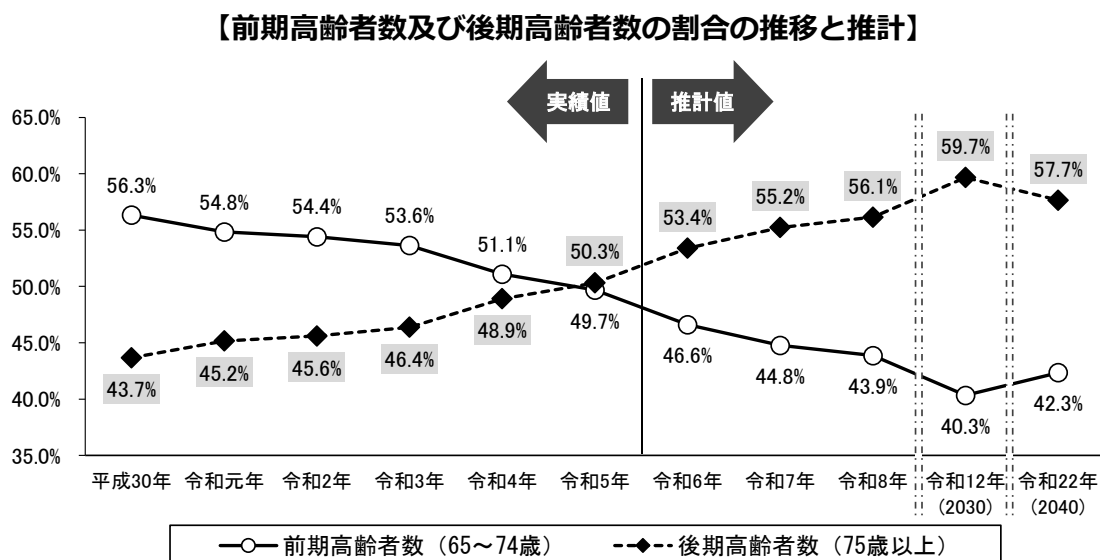
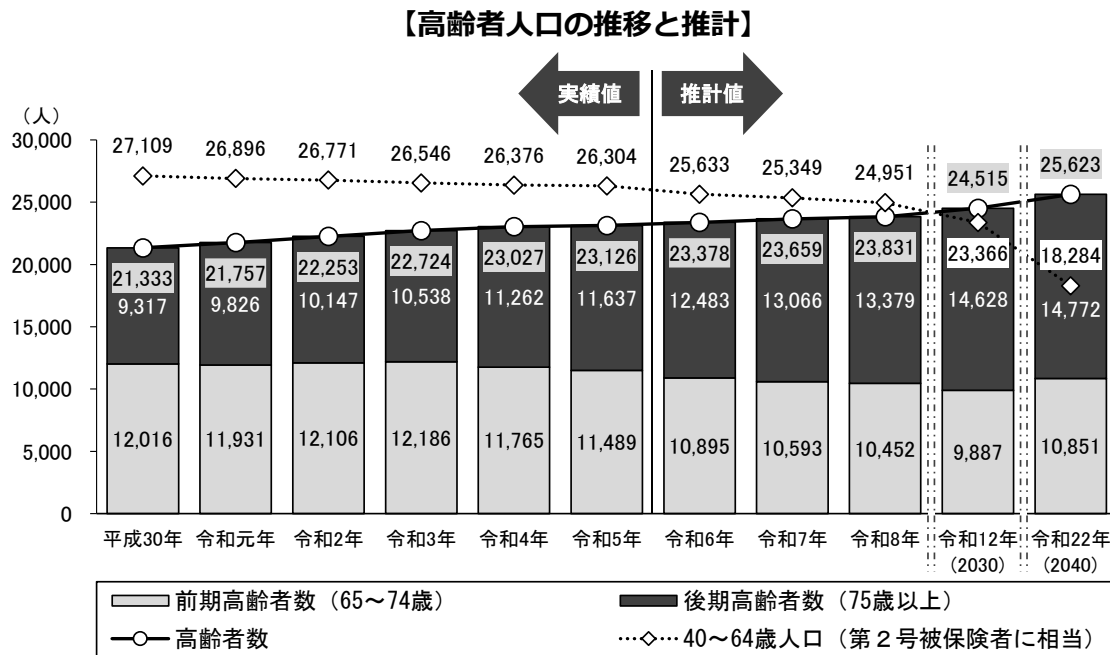
【令和22（2040）年10月1日の人口構成（推計値）】



(3) 高齢者人口の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳は、**令和5年4月1日現在**、前期高齢者（65～74歳）が**11,489人**、後期高齢者（75歳以上）が**11,637人**で、**後期高齢者が148人上回**っています。

将来推計では、令和5年度以降、後期高齢者が前期高齢者を**上回り推移していく**ことが予測されており、令和22（2040）年には前期高齢者が42.3%、後期高齢者が57.7%になることが予測されます。



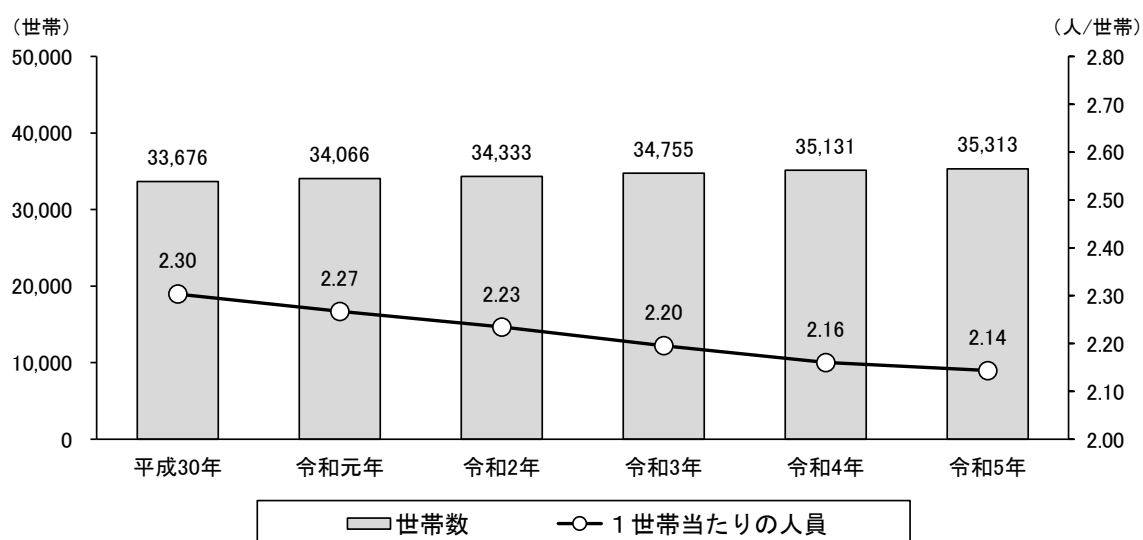
資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）※令和5年は4月1日現在
推計値は令和2年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

2 世帯の現状

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は令和5年4月1日現在、35,313世帯となっており、平成30年以降の5年間で1,637世帯増加しています。一方、1世帯当たりの人員は年々減少で推移し、令和5年には2.14人/世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯当たりの人員の推移】



資料：平成30年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）※令和5年は4月1日現在

(2) 高齢者のいる世帯

本市の令和2年10月1日現在の一般世帯総数は32,060世帯で、そのうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は14,115世帯で、一般世帯総数の44.0%を占めています。全国、茨城県と比較してみると、全国を3.3ポイント上回り、茨城県を0.9ポイント下回っています。

また、高齢者のいる世帯のうち、高齢者夫婦世帯は3,946世帯、高齢単身世帯は3,482世帯で、一般世帯総数に占める割合は、それぞれ12.3%、10.9%となっています。全国、茨城県の割合と比較してみると、高齢者夫婦世帯は高く、高齢単身世帯は低くなっています。

【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：実数（世帯）、構成比（%）)

区 分		龍ヶ崎市				茨城県	全国
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
高齢者のいる世帯	実数	8,238	10,177	12,462	14,115	530,311	22,655,031
	構成比	30.0	33.9	41.0	44.0	44.9	40.7
高齢者夫婦世帯	実数	1,406	2,100	3,085	3,946	132,971	5,830,834
	構成比	5.1	7.0	10.1	12.3	11.3	10.5
高齢単身世帯	実数	1,394	1,881	2,578	3,482	125,596	6,716,806
	構成比	5.1	6.3	8.5	10.9	10.6	12.1
一般世帯総数	実数	27,419	30,055	30,432	32,060	1,181,598	55,704,949

資料：国勢調査

※国勢調査における世帯の類型には、一般世帯と施設等の世帯があります。このうち、世帯の家族類型を算出する基となっているのは一般世帯です。

※高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 65 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯です。

※高齢単身世帯とは、65 歳以上の方一人のみの一般世帯です。

3 要支援・要介護認定者数の現状と推計

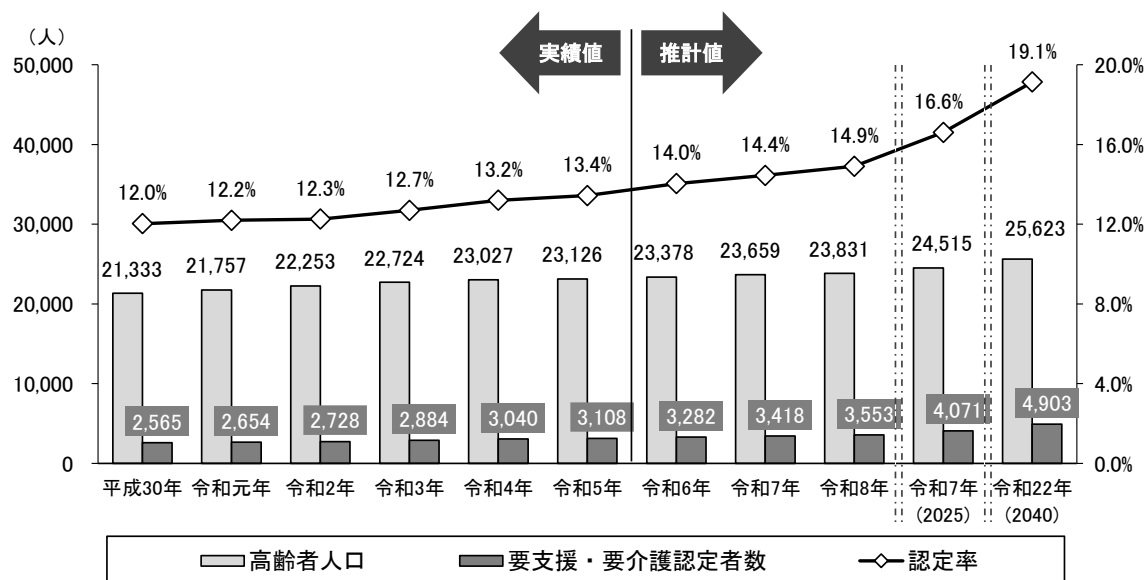
(1) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

本市の令和5年5月末日現在の要支援・要介護認定者数は 3,108 人で、認定率は 13.4%となっています。要支援・要介護認定者数は平成30年以降増加を続け、平成30年と比べて 543 人の増加となっています。

将来推計では、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加することが予測されることから、令和8年には要支援・要介護認定者数が 3,553 人、認定率は 14.9%になることが予測されます。

また、長期的視点でみると、令和22(2040)年には要支援・要介護認定者が 4,903 人、認定率は 19.1%になることが予測されます。

【要支援・要介護認定者数及び認定率の推移と推計】



資料：平成30年～令和5年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）※令和5年のみ5月末日現在
推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

※認定率は、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）÷高齢者人口を用いて算出しています。

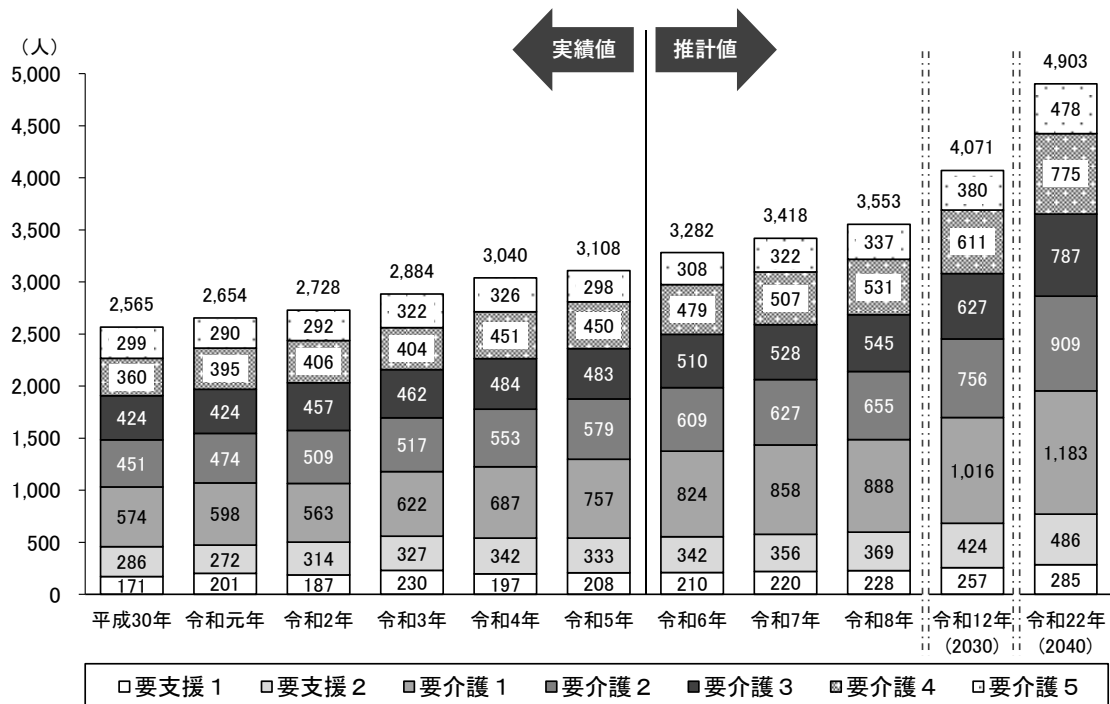
(2) 要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計

要支援・要介護度別に認定者数の推移をみると、平成30年と令和5年を比べて、増加が著しいのは要介護1、要介護2となっています。

将来推計では、令和12(2030)年から令和22(2040)年の増加率をみると、後期高齢者の増加に伴い、要支援1や2、要介護1の比較的軽度の認定者に比べて、要介護3から要介護5までの増加率が高くなっています。

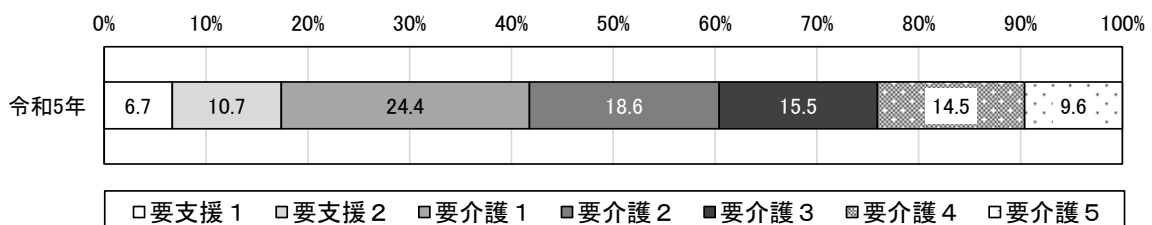
なお、令和5年5月末日現在の要支援・要介護度別の構成比は、要介護1(24.4%)の割合が最も高く、次いで要介護2(18.6%)、要介護3(15.5%)となっています。

【要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計】



資料：平成30年～令和5年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）※令和5年のみ5月末日現在
推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

【令和5年5月末日現在の要支援・要介護度別の構成比】



資料：介護保険事業状況報告（令和5年5月末日現在）

4 介護給付費の推移

本市の介護保険給付費年額の合計は、令和5年度（見込み）で5,560,339千円となっています。令和2年度と比較すると、この3年間で883,421千円の増加となっています。

サービス別にみると、居宅（介護予防）サービスが2,707,926千円で全体の48.7%、地域密着型（介護予防）サービスが559,190千円（同10.1%）、施設サービスが2,293,221千円（同41.2%）となっています。

令和2年度からの構成比の推移をみると、施設サービスが減少し、居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスが増加となっています。

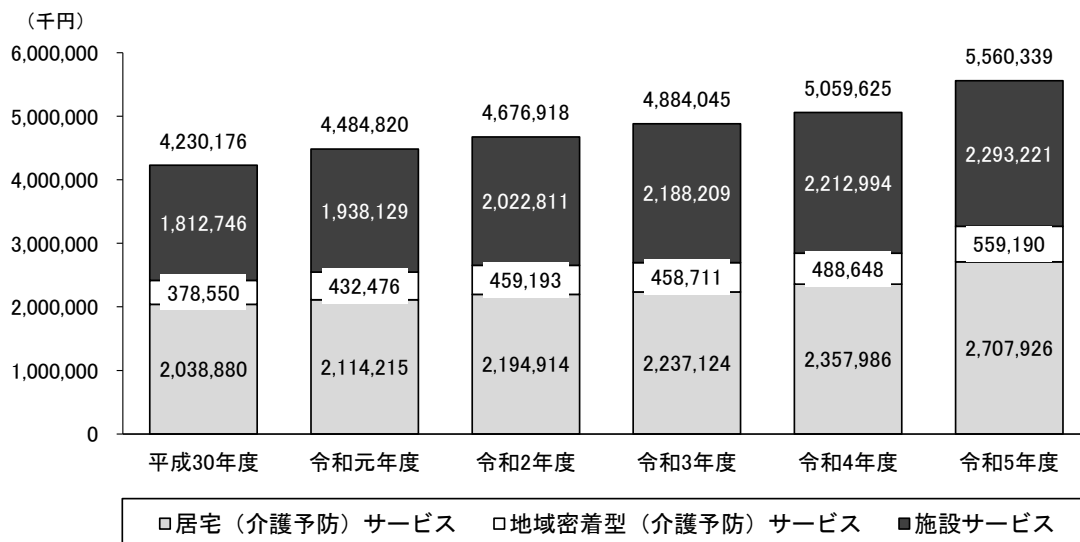
【給付費の推移】

（単位：上段（千円）、下段（%））

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
居宅（介護予防）サービス	2,038,880 48.2	2,114,215 47.1	2,194,914 46.9	2,237,124 45.8	2,357,986 46.6	2,707,926 48.7
地域密着型（介護予防）サービス	378,550 8.9	432,476 9.6	459,193 9.8	458,711 9.4	488,648 9.7	559,190 10.1
施設サービス	1,812,746 42.9	1,938,129 43.2	2,022,811 43.3	2,188,209 44.8	2,212,994 43.7	2,293,221 41.2
給付費合計	4,230,176	4,484,820	4,676,918	4,884,045	5,059,625	5,560,339

資料：介護保険事業状況報告年報

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。



5 アンケート調査結果から見る高齢者の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的及び概要

本計画を作成するに当たり、高齢者の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況、利用意向などを把握し、これからの施策の改善及び展開、充実を図ることを目的としています。一般高齢者及び要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び在宅で生活している要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」の2区分で実施しています。

②調査対象者

調査種別	対 象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・ 65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 ・ 要支援認定者
在宅介護実態調査	・ 在宅で生活している要介護認定者

③調査方法と調査期間

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

■調査方法：郵送配布、郵送回収

■調査期間：令和5年1月12日～令和5年3月6日

【在宅介護実態調査】

■調査方法：介護支援専門員による聞き取り調査、郵送回収

■調査期間：令和4年11月28日～令和5年2月28日

④回収結果

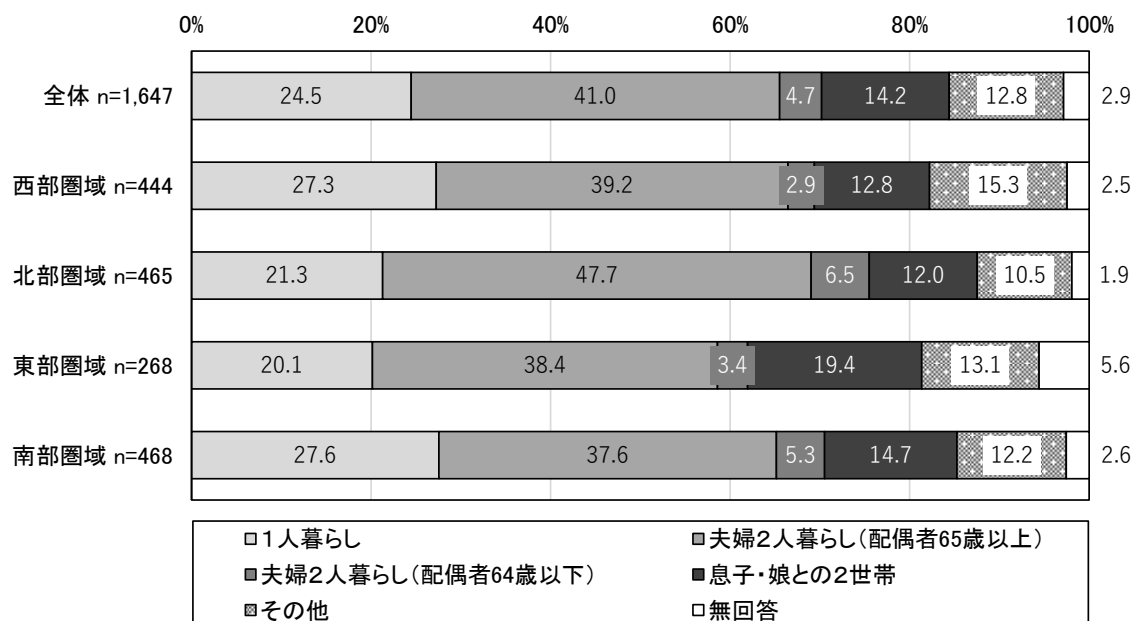
調査種別	配布件数	回収件数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,100	1,647	78.4%
在宅介護実態調査	700	519	74.1%

(2) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果（抜粋）

① 家族構成

家族構成については、全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 41.0%で最も高く、次いで「1人暮らし」が 24.5%、「息子・娘との2世帯」が 14.2%となっています。

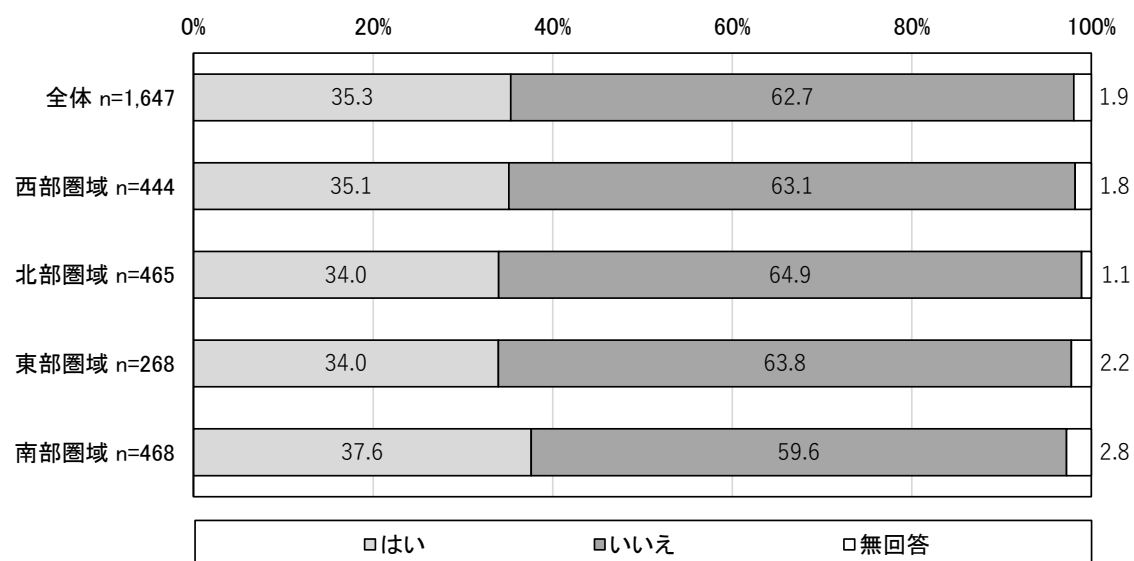
圏域別でみると、西部圏域、南部圏域で「1人暮らし」の割合が高い傾向がみられます。



② 外出の状況（外出を控えているか）

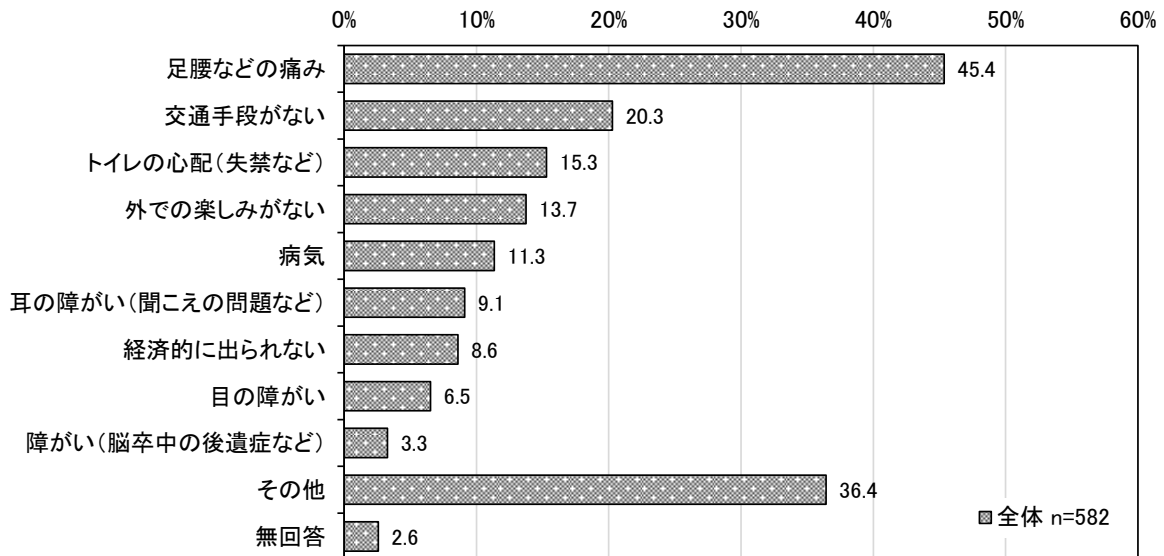
外出の状況については、外出を控えている回答となる「はい」は 35.3%と、約3人に1人が外出を控えている状況となっています。

圏域別でみると、すべての圏域で「はい」が3割台となっています。



③外出を控えている理由【複数回答】

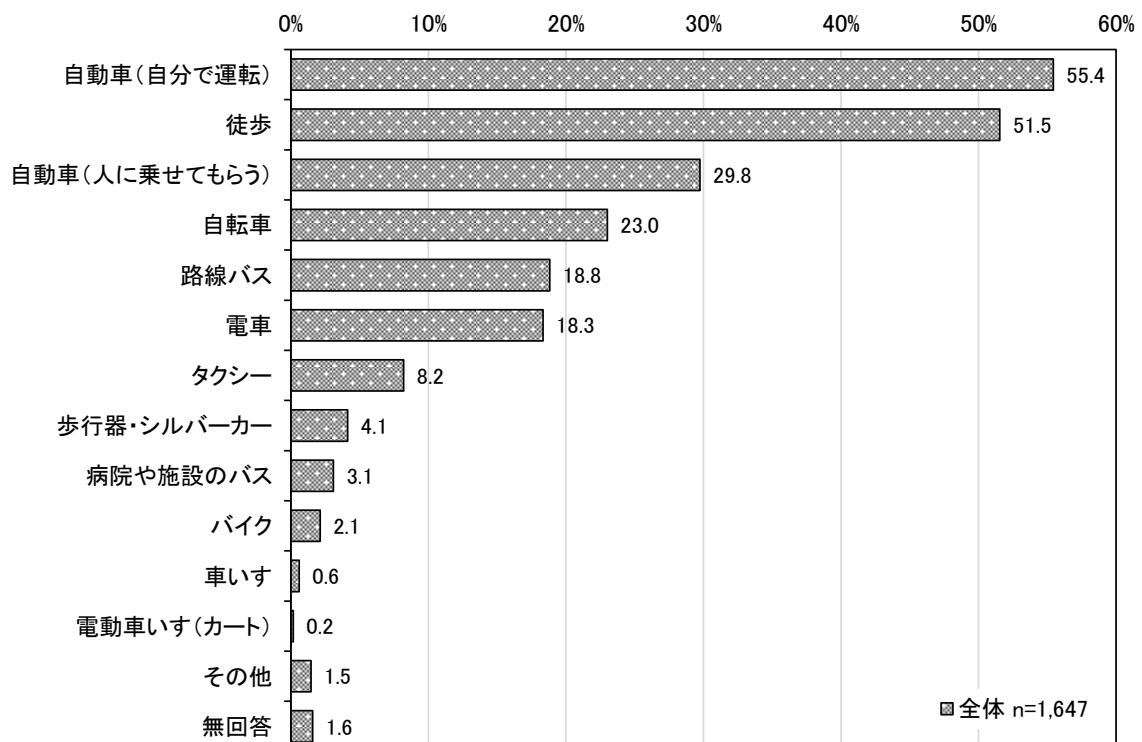
外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が45.4%で最も高く、次いで「交通手段がない」が20.3%、「トイレの心配」が15.3%となっています。なお、新型コロナウイルス感染予防が理由として多く挙げられている「その他」は36.4%となっています。



④外出時の移動手段【複数回答】

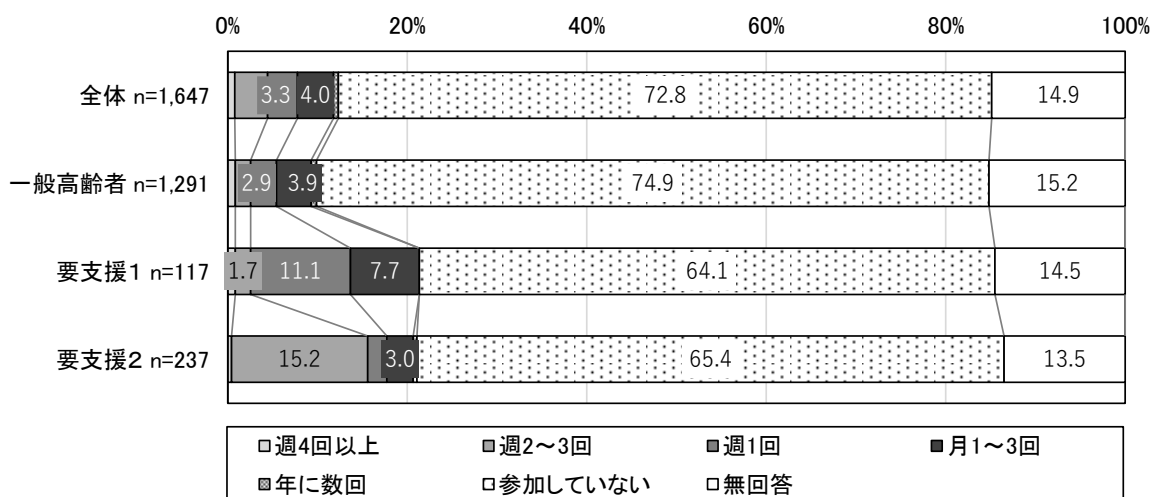
外出時の移動手段については、「自動車（自分で運転）」が55.4%で最も高く、次いで「徒歩」が51.5%、「自動車（人に乗せてもらう）」が29.8%となっています。

また、公共交通機関である「路線バス」は18.8%、「電車」は18.3%となっています。



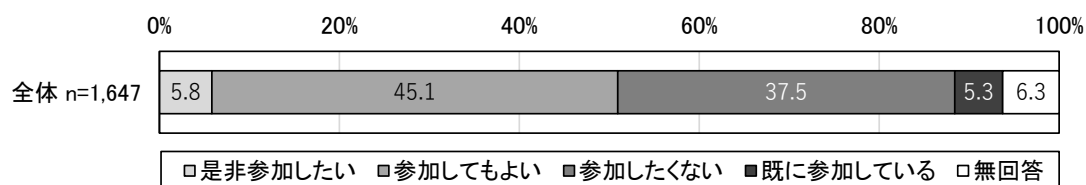
⑤介護予防のための通いの場への参加状況

介護予防のための通いの場への参加状況については、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」を合わせた『参加している』は、一般高齢者では約1割である一方で、要支援1・2では約2割と、要支援認定者のほうが参加している方が多い傾向がみられます。



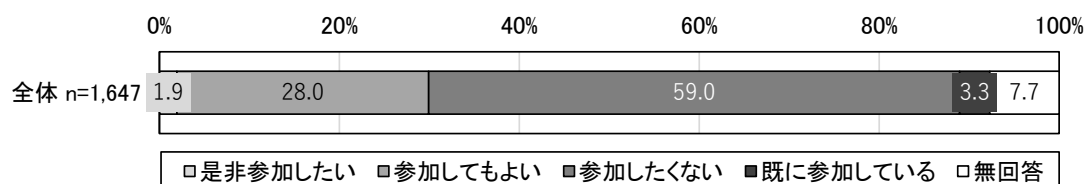
⑥参加者として地域活動へ参加する意向

参加者として地域活動（健康づくり活動や趣味等のグループ活動等）へ参加する意向については、約5割の方が前向きな回答をしています。



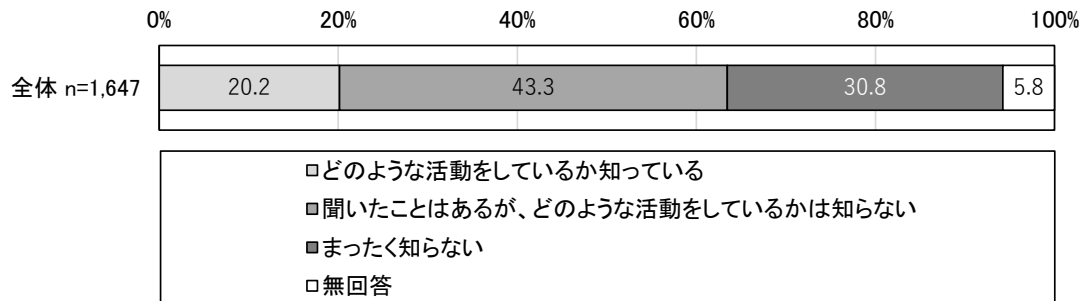
⑦企画・運営・お世話役として地域活動へ参加する意向

企画・運営・お世話役として地域活動（健康づくり活動や趣味等のグループ活動等）へ参加する意向については、約3割の方が前向きな回答をしています。



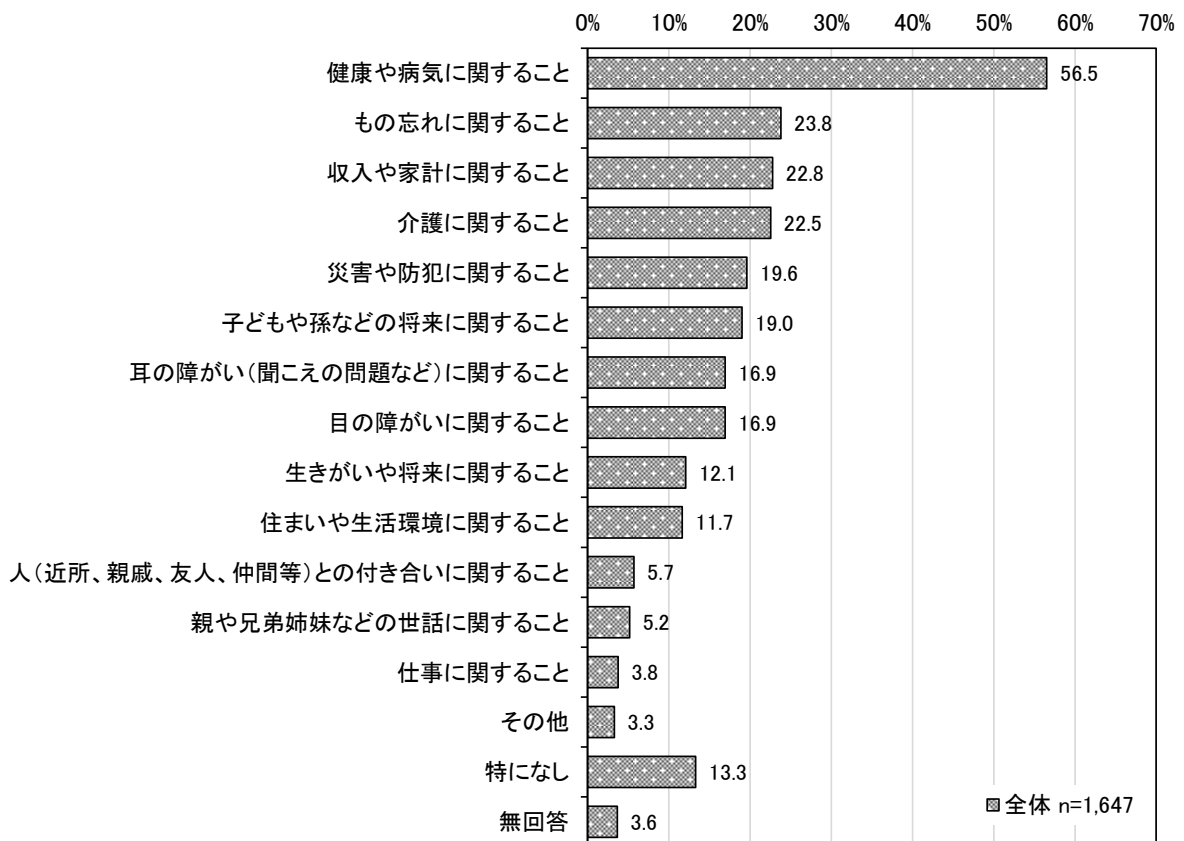
⑧地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度については、「聞いたことはあるが、どのような活動をしているかは知らない」が43.3%で最も高く、次いで「まったく知らない」が30.8%、「どのような活動をしているか知っている」が20.2%となっています。



⑨現在、不安に思っていること【複数回答】

現在、不安に思っていることについては、「健康や病気に関すること」が56.5%で最も高く、次いで「もの忘れに関すること」が23.8%、「収入や家計に関すること」が22.8%となっています。



(3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果のまとめ

①あなたのご家族や生活状況について

家族構成においては、「1人暮らし」の割合は全体で24.5%（前回19.2%）と約4人に1人の割合となっています。「1人暮らし」を性別でみると、男性が20.0%（前回12.7%）、女性が28.0%（前回24.5%）と、女性のほうが「1人暮らし」の割合が高くなっています。

普段の生活において、「現在、何らかの介護を受けている」は、全体では12.5%（前回13.9%）となっていますが、年齢が上がるとともに「現在、何らかの介護を受けている」割合は増加し、85歳以上では約4割、90歳以上では約5割の方が介護を受けている状況となっています。

介護・介助が必要になった主な原因においては、全体では「高齢による衰弱」が23.0%（前回19.6%）で最も高くなっています。性別でみると、「高齢による衰弱」のほか、男性では「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「心臓病」「糖尿病」、女性では「関節の病気（リウマチ等）」「骨折・転倒」により介護・介助が必要になった割合が高く出ていることから、介護・介助が必要となる原因は、性別で異なる傾向がみられます。

経済状況においては、苦しいと感じている割合（「大変苦しい」「やや苦しい」の合計値）は全体で30.6%（前回26.3%）と約3人に1人の割合となっています。

②からだを動かすことについて

運動機能の評価では、全体の20.9%（前回21.7%）が運動機能の低下の傾向がみられると判定されています。また、閉じこもりの傾向をみる評価では、全体の21.7%（前回19.6%）が閉じこもりの傾向がみられると判定されています。どちらの評価項目においても、年齢が上がるとともに該当者の割合は高くなる傾向がみられ、80歳以上では、運動機能が3割、閉じこもりが2割を超える結果となっています。

外出を控えている理由においては、身体的な理由である「足腰などの痛み」が45.4%（前回66.8%）と高い割合となっており、外出をするうえでは、自身の身体機能が維持されていることが重要であることがうかがえます。また、「その他」が36.4%（前回11.5%）と高い割合を示しており、その他の具体的記述の大半は、新型コロナウイルス感染症となっています。

外出をする際の主な移動手段としては、「徒歩」「自動車（自分で運転）」「自動車（人に乗せてもらう）」が上位に挙げられています。性別でみると、男性では「自動車（自分で運転）」、女性では「徒歩」が、主な移動手段として最も高い割合を示しています。

③食えることについて

身長と体重から肥満度を図る指数であるBMIでは、肥満と判定される「BMI＝25.0以上」は、全体で22.7%（前回24.4%）と約5人に1人の割合となっています。

口腔機能の評価では、全体の 27.3%（前回 25.2%）が口腔機能の低下の傾向がみられると判定されています。

どなたかと食事をする機会においては、日常的に機会がある割合（「毎日ある」「週に何度かある」の合計値）は、全体で 45.4%（前回 49.1%）である一方で、機会が少ない割合（「年に何度かある」「ほとんどない」の合計値）は、全体で 20.1%（前回 14.7%）となっています。

④毎日の生活について

認知機能の評価では、全体の 46.8%（前回 44.8%）が認知機能の低下の傾向がみられると判定されています。他の評価項目と比べて割合が高く、65～69 歳で 33.7%（前回 33.8%）が認知機能の低下の傾向がみられると判定されています。

日常生活の状況から判定する生活機能総合評価においては、全体の 56.2%（前回 59.8%）が「高い」と判定されています。年齢が上がるとともに「高い」は減少し、80 歳以上では6割を切る割合となっています。

⑤地域での活動について

地域活動への参加状況においては、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「町内会・自治会」へ参加している割合が、他の地域活動に比べて高い傾向がみられます。中でも「趣味関係のグループ」の割合が最も高くなっています。なお、「介護予防のための通いの場」への参加状況は、「週4回以上」が 0.8%（前回 1.0%）、「週2～3回」が 3.6%（前回 2.8%）、「週1回」が 3.3%（前回 3.3%）、「月1～3回」が 4.0%（前回 4.3%）、「年に数回」が 0.5%（前回 1.5%）となっています。

健康づくりや趣味等のグループ活動へ参加者として参加する意向においては、「是非参加したい」が 5.8%（前回 6.7%）、「参加してもよい」が 45.1%（前回 43.8%）と、参加したいという意向を持っている方は比較的多くいることがうかがえます。また、「既に参加している」は 5.3%（前回 5.6%）となっています。

⑥たすけあいについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人では、「配偶者」「別居の子ども」「友人」が上位に挙げられています。男性では、「配偶者」の割合が高く、女性では「友人」の割合が高くなっています。また、病気で数日間寝込んだとき、看病や世話をしてくれる人では、「配偶者」「同居の子ども」「別居の子ども」が上位に挙げられています。男性、女性ともに「配偶者」の割合が最も高くなっています。

友人・知人と会う頻度においては、よく会っている割合（「毎日ある」「週に何度かある」の合計値）は、全体で 33.3%（前回 35.3%）となっています。年齢階級別でみると、年齢が上がるとともに「ほとんどない」の割合は増加し、85～89 歳では 27.5%、90 歳以上で 41.6%となっています。

⑦健康について

現在の健康状態において、よいと感じている割合（「とてもよい」「まあよい」の合計値）は全体で74.7%（前回73.4%）である一方で、よくないと感じている割合（「あまりよくない」「よくない」の合計値）は全体で23.3%（前回25.0%）となっています。

うつの評価では、全体の44.7%（前回45.4%）がうつの傾向がみられると判定されています。認知機能と同様に高い割合となっています。

治療中または後遺症のある病気においては、全体では「高血圧」が42.1%（前回39.6%）で最も高い割合となっています。性別でみると、男性では「心臓病」「糖尿病」「腎臓・前立腺の病気」、女性では「高脂血症（脂質異常）」「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」「目の病気」を抱えている割合が高く出ており、介護・介助が必要となった主な原因と同様に、性別で異なる病気を抱えている傾向がみられます。

⑧認知症にかかる相談窓口の把握について

認知症の症状の有無または家族に認知症の症状があるかにおいては、「はい」が10.4%（前回7.9%）、「いいえ」が85.5%（前回87.3%）と、「いいえ」が大きく上回る結果となっています。

認知症に関する相談窓口を知っているかにおいては、「はい」が21.4%（前回22.9%）、「いいえ」が74.9%（前回72.2%）と、「いいえ」が大きく上回る結果であることから、引き続き、認知症に関する相談窓口の周知が必要である状況がみられます。

⑨その他について

現在、不安に思っていることにおいては、「健康や病気に関すること」が56.5%（前回53.9%）で最も高く、自身の健康面に対して不安を抱えている方が多い状況がうかがえます。また、「もの忘れに関すること」「収入や家計に関すること」が上位に挙げられています。また、「耳の障がい（聞こえの問題など）に関すること」と回答した方の補聴器の利用状況については、「はい（使っている）」が29.7%、「いいえ（使っていない）」が69.2%となっています。

地域包括支援センターの認識においては、「まったく知らない」が30.8%（前回29.6%）と、約3人に1人は知らない状況となっています。

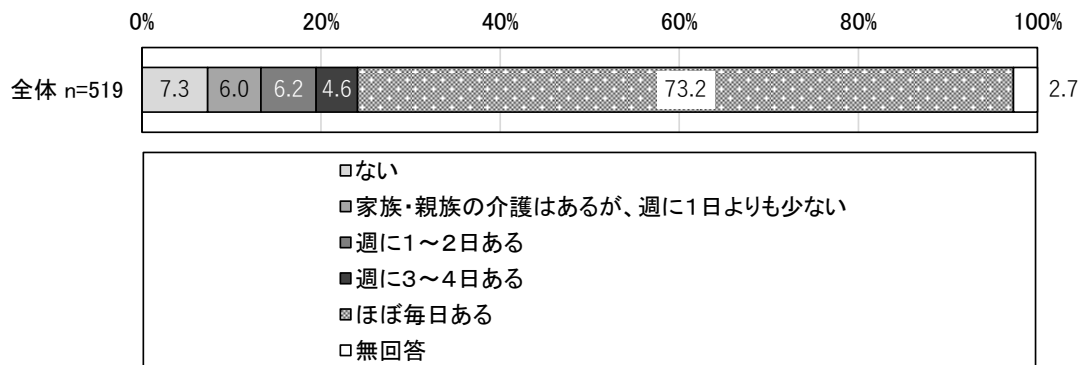
介護保険サービス以外で、サービスの充実を図るべきと考えるものにおいては、「緊急時にボタンひとつで消防本部へ通報できる機器を貸出しするサービス」「災害が起きたときに手助けを必要とする方に対し、地域が連携して安否確認や避難の支援をする制度」「救急時に備え、必要な医療情報を自宅に保管しておくキットを配付するサービス」が上位に挙げられていることから、緊急時や災害時等におけるサービスの充実が求められている結果となっています。

介護予防事業や講座等で、今後参加してみたい、または興味があるものにおいては、「いきいきヘルス体操」「元気アップ体操」が上位に挙げられており、体操への参加及び興味が高い傾向がみられます。

（４）在宅介護実態調査結果（抜粋）

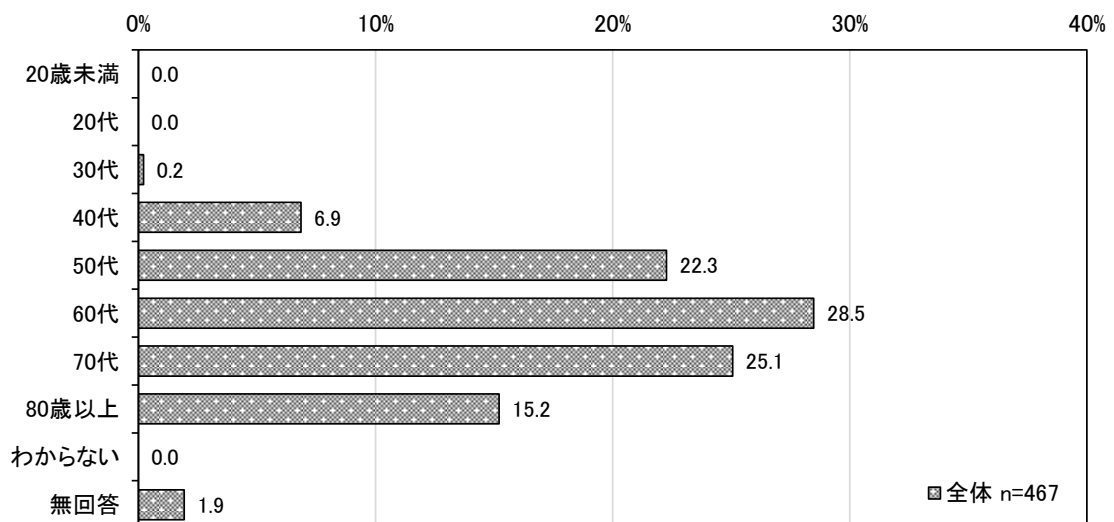
①家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日ある」が73.2%で最も高く、次いで「ない」が7.3%、「週に1～2日ある」が6.2%となっています。在宅での介護が始まると、多くの方がほぼ毎日介護をしている状況にあることがわかります。



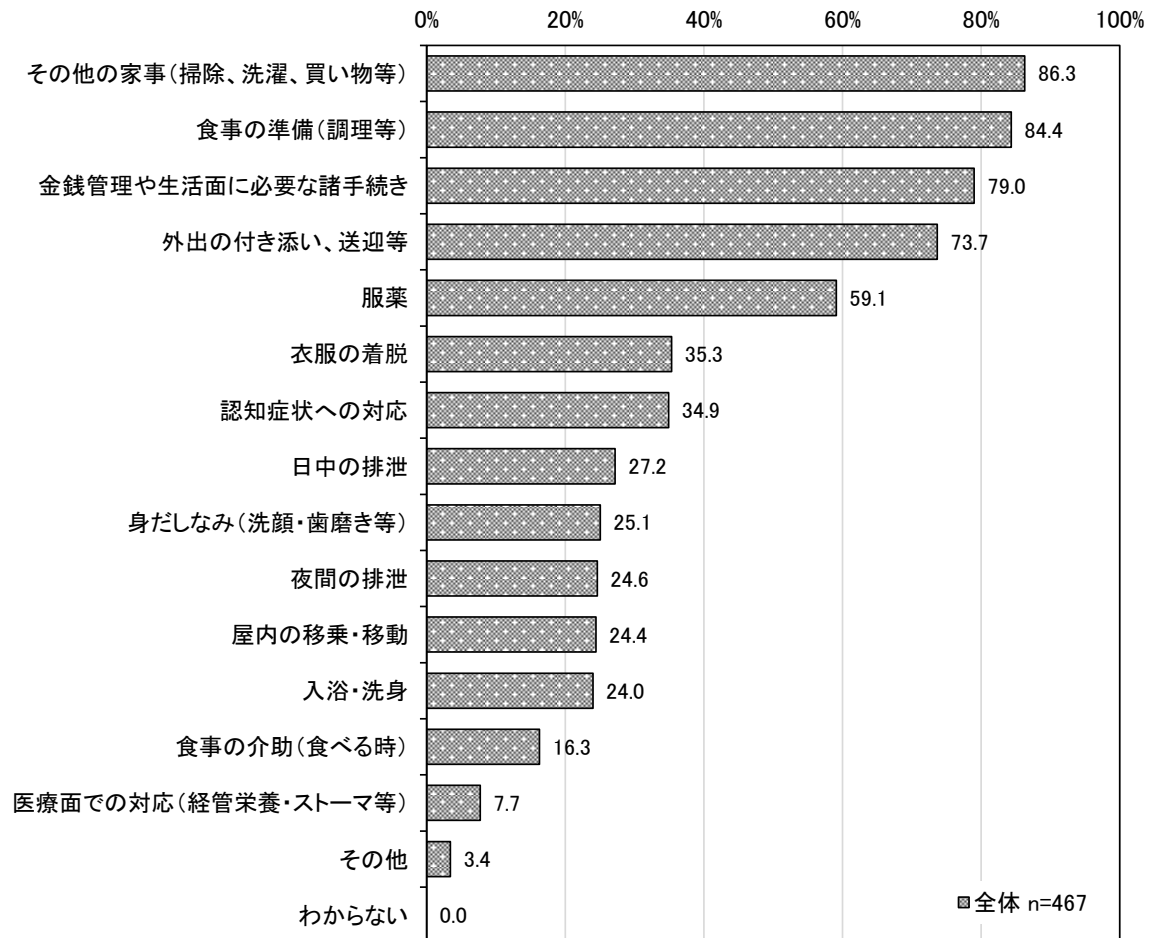
②主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「60代」が28.5%で最も高く、次いで「70代」が25.1%、「50代」が22.3%となっています。60代以上の割合は68.8%と、今後の高齢化に伴い、老老介護の状況も増加することが予測されます。



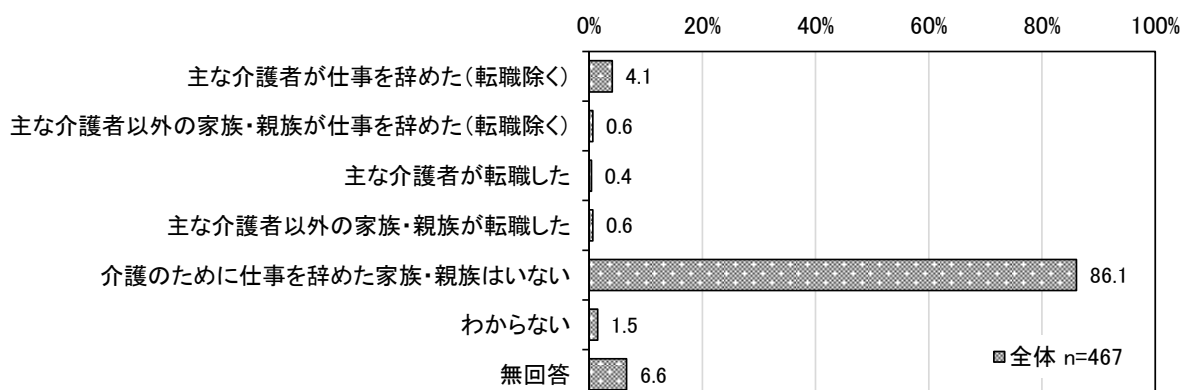
③主な介護者が行っている介護【複数回答】

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が86.3%で最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」が84.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が79.0%となっています。日常生活を送るための生活支援が主な介護となっている状況がうかがえます。



④介護のための離職等の状況【複数回答】

介護のための離職等の状況については、主な介護者が仕事を辞めた、また転職した割合は低いものの、一定数の方が離職、転職せざるを得ない状況にあることがわかります。



（５）在宅介護実態調査結果のまとめ

① A票の調査結果のまとめ

世帯類型において、「その他」が53.2%（前回56.9%）で最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が23.7%（前回23.8%）、「単身世帯」が19.8%（前回17.4%）となっています。性別でみると、男性に比べて女性のほうが「単身世帯」の割合が高くなっています。

家族や親族の方からの介護状況においては、「ほぼ毎日ある」が73.2%（前回73.5%）で最も高く、次いで「ない」が7.3%（前回7.9%）、「週に1～2日ある」が6.2%（前回6.9%）となっています。

主な介護者においては、「子」「配偶者」の割合が高くなっています。また、介護者の性別は、「男性」が36.8%（前回31.8%）、「女性」が60.0%（前回67.2%）と、「女性」が23.2ポイント上回り、主な介護者としては、女性の割合が高い結果となっています。

主な介護者の年齢においては、「60代」が28.5%（前回30.8%）で最も高い割合を占めており、「70代」が25.1%、「80歳以上」が15.2%と、60歳以上で68.8%となっていることから、多くの家庭において老老介護の状況にあると考えられる結果となっています。

主な介護者が行っている介護等においては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が86.3%（前回89.5%）で最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」が84.4%（前回83.0%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が79.0%（前回82.6%）となっています。

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかにおいては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が86.1%（前回83.4%）で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が4.1%（前回4.9%）となっています。

現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスにおいては、「配食」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「ゴミ出し」が上位に挙げられています。

今後、在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスにおいては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「配食」「外出同行（通院、買い物など）」が上位に挙げられていることから、移動手段や外出、日常生活における支援・サービスが求められていることがうかがえます。

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況においては、「入所・入居は検討していない」が71.7%（前回73.3%）で最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が20.0%（前回18.5%）、「すでに入所・入居申し込みをしている」が4.8%（前回6.2%）となっています。認定状況別でみると、「入所・入居を検討している」は、要介護3が27.3%と、他の要介護度に比べて高くなっています。

現在、抱えている傷病においては、「認知症」「脳血管疾患（脳卒中）」「心疾患（心臓病）」が上位に挙げられています。性別でみると、男性は女性に比べて、「脳血管疾患（脳卒中）」「心疾患（心臓病）」「悪性新生物（がん）」「呼吸器疾患」「糖尿病」を抱えている傾向が高い一方で、女性は男性に比べて、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」「変形性関節疾患」「認知症」を抱えている傾向が高くなっています。

訪問診療の利用状況においては、「利用している」が8.3%（前回6.0%）、「利用していない」が89.6%（前回93.6%）で、「利用していない」が81.3ポイント上回っています。

介護保険サービスの利用状況においては、「利用している」が85.0%（前回89.2%）、「利用していない」が12.5%（前回10.1%）で、「利用している」が72.5ポイント上回っています。

介護保険サービスを利用していない理由においては、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が33.8%（前回38.2%）で最も高く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が27.7%（前回30.9%）、「家族が介護をするため必要ない」が16.9%（前回16.4%）となっていることから、本人の状態及び意向により、利用していない状況となっていることがうかがえます。

② B票の調査結果のまとめ

主な介護者の現在の勤務形態においては、「働いていない」が52.5%（前回57.5%）で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が26.8%（前回22.9%）、「パートタイムで働いている」が16.5%（前回15.8%）となっています。

働き方の調整等においては、「特に行っていない」が38.1%（前回41.4%）で最も高く、次いで「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰、中抜け等）』しながら、働いている」が29.7%（前回37.2%）となっています。

勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うかにおいては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が28.2%（前回30.9%）で最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が22.3%（前回24.1%）、「制度を利用しやすい職場づくり」が15.3%（前回21.5%）となっています。

今後も働きながら介護を続けていけるかにおいては、続けていくことが難しいと考えている割合（「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計値）は全体で 9.5%（前回 6.3%）と、約 10 人に 1 人の方が難しいと感じている結果となっています。介護と仕事を両立させるため、介護の負担軽減の支援や勤め先からの支援など、何らかの支援が必要であると考えられます。

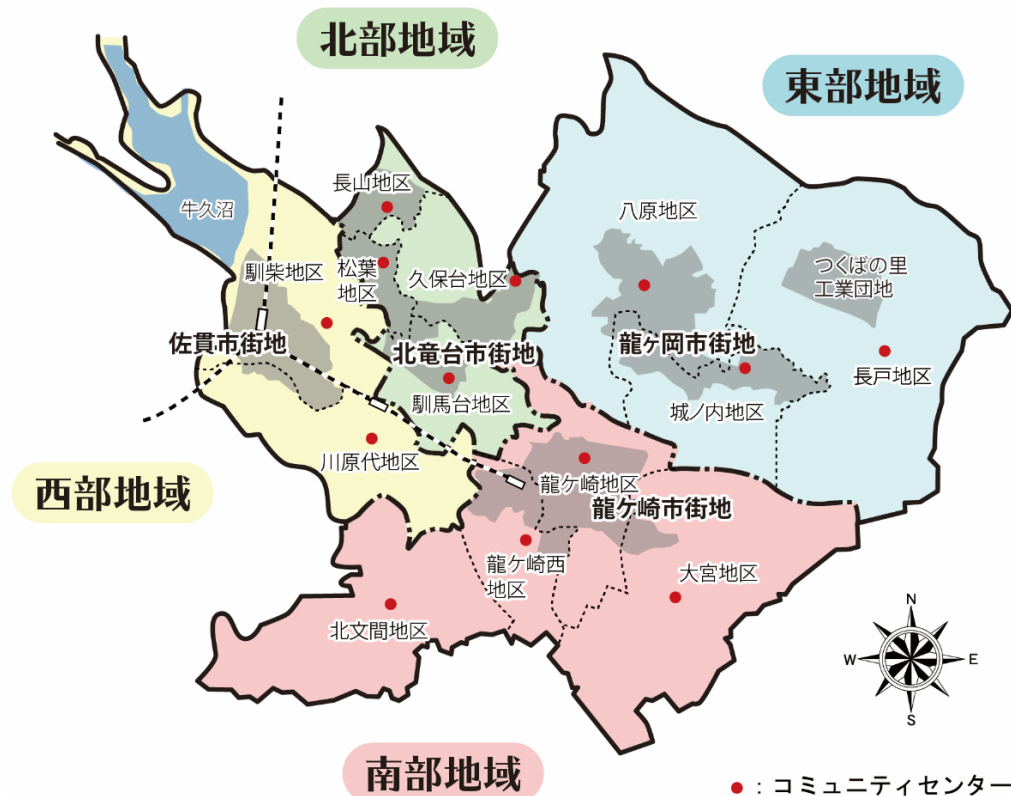
現在の生活を継続していくにあたり、不安に感じる介護等においては、「夜間の排泄」が 38.1%（前回 28.7%）で最も高く、次いで「認知症状への対応」が 32.3%（前回 35.4%）、「日中の排泄」が 31.7%（前回 22.7%）となっています。

6 日常生活圏域の設定

介護保険法第117条第2項第1号の規定により、市全域を市民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的要因と、介護保険給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、次の4つの日常生活圏域を設定し、介護保険サービスの利用等に地域格差が生じることがないように留意しながら、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

なお、第7期計画において、今後の市全体の将来都市構造における生活圏域の位置付けを踏まえた日常生活圏域の見直しを行い、「西部地域」に含まれていた北文間地区を「南部地域」に含めた日常生活圏域を設定しており、第8期計画以降も同じ区分としています。

【日常生活圏域 区分図】



【日常生活圏域ごとの現状（令和5年4月1日現在）】

（単位：人、％）

区 分	西部地域	北部地域	東部地域	南部地域	合計
総人口					
第1号被保険者（65歳以上）					
前期高齢者（65～74歳）					
後期高齢者（75歳以上）					
高齢化率					

資料：住民基本台帳

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、超高齢社会を迎え、第8期計画期間中には、はじめて前期高齢者（65～74歳）を後期高齢者（75歳以上）が上回り、今後も高齢者人口の増加が進むことから、介護サービス等への需要は更なる増大が予測されます。

これまで、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22（2040）年を見据えながら、安定的な介護保険制度の運営を図ってきましたが、今後、少子高齢化の進行には地域差が生じてくることが予測されることから、本市における将来的な人口構成や高齢化のピーク、介護サービスへの需要の変化などを把握・予測しながら、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保等に向けた取組を推進していく必要があります。

今後、高齢化が一層進む中、これまでの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を理念とした地域共生社会の実現が求められており、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

本市の特徴と課題を踏まえつつ、高齢者が心身の健康を維持しながら、その豊かな経験と知恵を生かし、生きがいを持ちながら暮らし続けられるまち、また、介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、安心して暮らし続けられるまちの実現を本計画では目指します。

「その人らしく生き抜くことができるまちへ ～地域はあなたの家族です～」を基本理念に掲げ、高齢者一人ひとりがお互いに力を合わせながら、安心して暮らし続けられるように計画を策定しました。

基本理念

**その人らしく生き抜くことができるまちへ
～地域はあなたの家族です～**

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、5つの基本目標を定め、高齢者福祉に係る施策を総合的に推進します。

基本目標 1 介護予防・生きがいを推進するまち

高齢者一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できるよう、介護予防・重度化防止に向けた取組とともに、社会参加や地域活動を通した生きがいの取組を一体的に推進します。

基本目標 2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症等により常時介護・見守りが必要な高齢者、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が増加していくことが見込まれる中、高齢者やその家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活継続のための取組を促進します。

基本目標 3 尊厳のある暮らしを支援するまち

何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会の実現を目指します。

基本目標 4 支えあえる地域づくりを推進するまち

高齢化の進行とともに、介護者の高齢化も進むことが予測されることから、身近な地域で互いに見守り、支えあいながら、介護を受ける本人及びその家族が、地域の中で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

基本目標 5 介護保険制度の安定した運営を推進するまち

要支援・要介護認定者に対して個々の状態に応じて必要なサービスが確保されるよう、実態に即した見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な人材確保に努め、介護保険制度の安定的な運営を目指します。

3 施策の体系

本計画の施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念

その人らしく生き抜くことができるまちへ
～地域はあなたの家族です～

基本目標 1	介護予防・生きがいを推進するまち
	1 高齢者の介護予防・健康づくりの推進 2 生きがいづくり・仲間づくりの促進 3 高齢者の社会参加の促進
基本目標 2	住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち
	1 相談支援体制の強化 2 地域課題・資源の把握、解決策の検討 3 在宅医療・介護連携の推進 4 認知症施策の推進 5 在宅での生活をするための支援 6 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備
基本目標 3	尊厳のある暮らしを支援するまち
	1 高齢者の権利擁護の推進 2 高齢者虐待の防止
基本目標 4	支えあえる地域づくりを推進するまち
	1 介護者への支援 2 災害時・緊急時における支援体制の確保
基本目標 5	介護保険制度の安定した運営を推進するまち
	1 介護保険制度の概要 2 介護保険事業費の推計手順 3 介護サービスの安定供給 4 介護予防サービスの安定供給 5 地域密着型サービスの基盤整備と安定供給 6 施設サービスの整備 7 介護予防・日常生活支援総合事業の安定供給 8 低所得者等の負担軽減 9 給付費及び第1号被保険者（65歳以上）保険料の推計 10 介護人材の確保・資質の向上 11 介護給付の適正化

第 4 章

施策の展開

基本目標 1 介護予防・生きがいづくりを推進するまち

1 高齢者の介護予防・健康づくりの推進

本市では、これまで前期高齢者の割合が後期高齢者を上回り推移してきましたが、第8期計画期間中に、後期高齢者の割合が前期高齢者を上回り、以降も同様の傾向が続いていくと予測されます。今後、後期高齢者の増加に伴い、介護を必要とする方の増加も見込まれることから、早い段階での介護予防・健康づくりに取り組み、高齢者の健康を維持していくことが求められます。

また、介護予防では高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、本人を取り巻く環境へバランスのとれたアプローチが重要となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の改正により、本市では平成 29 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、これまで介護保険で行っていた要支援 1・2 の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が市の事業として、訪問型サービス及び通所型サービスに再編され、市の実情に応じた形で実施することとなりました。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いて要支援者に相当する状態と判断された方）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成されています。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

事業の内容

◆介護予防・生活支援サービス【訪問型サービス】

サービス種別	説明	備考
訪問型サービス （介護予防訪問介護相当）	旧介護予防給付相当	平成 29 年 4 月より開始
訪問型サービス A （基準緩和型サービス）	現行の訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の人員基準等を緩和し、身体介護を要しない利用者に対して、生活援助のみを提供するサービス	平成 29 年 4 月より開始

◆介護予防・生活支援サービス【通所型サービス】

サービス種別	説明	備考
通所型サービス (介護予防通所介護相当)	旧介護予防給付相当	平成 29 年 4 月より開始
通所型サービス A (基準緩和型サービス)	現行の通所型サービス(介護 予防通所介護相当)の人員基 準や設備基準等を緩和して 提供するサービス	平成 29 年 4 月より開始

現状と課題

- 「訪問型サービス」「通所型サービス」とも、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、ほぼ従前の提供体制を維持しています。「通所型サービス」については、機能訓練型デイサービスが新たに加わることで多様化しています。
- 「訪問型サービス」の緩和した基準によるA型では、軽度者に対する生活支援のための担い手を確保することを目的とした生活支援サポーター養成を実施していますが、研修修了後、実際に就業に至る方は 1 割程度にとどまっており、その活躍の場の拡大が課題となっています。
- 「通所型サービス」の緩和した基準によるA型では、利用者の自立支援を目指し、事業所ごとの特徴を生かした個別化・多様化を図っていますが、その効果、評価には至っていません。

今後の展開

- 「訪問型サービス」「通所型サービス」とも、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、提供体制を維持しながら新たな事業所の参入を検討します。特に「通所型サービス」については、機能訓練型など機能強化に特徴のあるデイサービスの参入を検討します。
- 緩和した基準によるA型について「訪問型サービス」では担い手の確保のため、生活支援サポーターの養成をします。併せて、受入事業所の拡大を検討します。
- 緩和した基準によるA型について、「通所型サービス」では、利用者の自立支援を目指した事業所ごとの特徴を生かした個別化・多様化を見える化し、その評価方法について検討します。併せて受入事業所の拡大も検討します。
- 多様なサービスとして短期集中予防サービス(C型 3～6 ヶ月の短期間で体力の改善、ADL・IADL の改善を目的として実施)について、協力、連携可能な事業者、専門職との協議を重ね事業構築を進めます。

(2) 一般介護予防事業

事業の内容

- 高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善や環境調整などを通じて、生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指します。
- 65 歳以上の高齢者の方に対し、介護予防への啓発をはじめ、健康づくり・疾病予防・介護予防に関する取組の実践の勧奨と機会の提供、地域を基盤とした住民主体の健康づくり活動の支援を行います。
- 今後、医療と介護の一体化事業の中で、特に介護予防の「通いの場」において保健師等の専門職が関与して健康教育や健康相談を実施し、生活習慣病・フレイル予防のための普及啓発を行います。

①運動機能改善・認知症予防のための事業

事業の内容

ア いきいき運動講座

シニア世代の方にとって必要とされる、運動・栄養・口腔ケアを中心としたシリーズ講座を、スポーツ施設等を利用し実施しています。

イ 認知機能低下予防講座（のびのび健康生活講座）

認知症予防のための脳トレ、体操、軽運動を組み合わせたシリーズ講座を実施しています。

ウ 音楽フィットネス講座（DKエルダーシステム）

介護予防・機能訓練のコンテンツ機器である「DKエルダーシステム」を活用し、民間施設を含む多様な会場で講座を実施しています。

エ 健康ウォーキング講座

龍・流連携事業の一環として、流通経済大学スポーツ健康科学部の指導の下、市内外コースを活用したポールウォーキングを実施しています。

オ タップくん健康マイレージ

スマートフォンのウォーキングアプリ等を利用して、日々の歩数や健診、がん検診の受診等に対してポイントがつき、貯めたポイント数に応じた賞品と交換できます。

カ まいん「健康」サポートセンター

いきいきと健康に生活できるような施設利用をテーマに、専門のインストラクター等が介護予防や体力維持に有効な運動プログラム、認知症予防に効果的な頭の体操などを定期的に提供しています。

現状と課題

- 身体の運動機能改善を目的に諸講座を実施しています。単に運動だけでなく、認知症予防、口腔、栄養のための要素も組み込み、飽きずに楽しみながら学べるプログラムを心がけています。
- 新規参加者を増やしていくため、会場設定等機会の拡大、目的に合わせた回数、講座内容の検討が必要です。

今後の展開

- 生活圏域ごとに講座が開催できるよう検討します。また、目的に合わせた回数、講座内容の検討を行っていきます。
- 健康ウォーキングとタップくん健康マイレージの連携、ウォーキングの習慣化の推進に取り組みます。

◆いきいき運動講座 実績／目標値

（単位：延人数／年、回数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	267	306	240	240	240	240
開催回数	20	20	16	16	16	16

◆認知機能低下予防講座 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	761	960	1140	1,140	1,140	1,140
開催回数	60	60	60	60	60	60

◆音楽フィットネス講座 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	385	230	230	230	230	230
開催回数	30	16	16	16	16	16

◆健康ウォーキング講座 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	47	63	100	100	100	100
開催回数	9	9	10	10	10	10

◆タッポくん健康マイレージ 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	2,565	2,881	3,100	3,400	3,700	4,000

◆まいん「健康」サポートセンター 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	7,523	8,559	8,600	8,600	8,600	8,600

②健康や日常生活に必要な情報提供のための事業

事業の内容

ア 口腔ケア講座

口の機能や唾液の働き、噛むことの大切さや口腔ケアの方法に関する講座を実施しています。また、「オーラルフレイル」（口腔機能の軽微な低下や食の偏りなど）に気づき、適切な対応により健康を維持する実践を含めた講座を実施しています。

イ 上手な年の重ね方講座（介護編）（健康編）（権利擁護編）

日常生活に必要な知識をカテゴリ別にシリーズ化して様々な情報提供を実施しています。

- ・介護編：介護保険制度、介護事業所の紹介や介護用品のデモ、アドバンス・ケア・プランニング（看取り）
- ・健康編：フレイル予防、肩痛・膝痛・股関節痛予防のための効果的な運動
- ・権利擁護編：認知症への理解、成年後見制度、消費者被害等

現状と課題

- 口腔の単発講座では内容的に参加者増につながらないため、他要素も組み込み、飽きずに楽しみながら学べるプログラム構成の検討が必要です。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における重症化予防の講座の一部として実施しています。栄養や運動の講座と併せて幅広い分野の情報提供をしていく必要があります。
- 上手な年の重ね方講座は、関心の高まりもあり年々参加者が増えている状況です。

今後の展開

- 出前講座等様々な機会における情報提供及び実践の機会づくりに取り組みます。
- 対象者に合った講座内容や飽きずに楽しみながら学べるプログラムの構成を再検討していきます。
- 高齢になると難聴が原因で社会交流が減ったり、認知機能が低下しやすくなります。難聴の早期診断を受け適切な対応をとることで、より良い社会生活を促し、認知症の予防、健康寿命の延伸を目指していきます。

◆口腔ケア講座 実績／目標値

（単位：延人数／年、回数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	17	43	60	60	60	60
開催回数	1	4	4	4	4	4

◆上手な年の重ね方講座（介護編） 実績／目標値 （単位：実人数／年、回数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	35	56	52	60	60	60
開催回数	4	4	3	4	4	4

◆予防講座 上手な年の重ね方講座（健康編） 実績／目標値 （単位：延人数／年、回数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	55	85	75	100	100	100
開催回数	5	5	5	5	5	5

◆上手な年の重ね方講座（権利擁護編） 実績／目標値 （単位：実人数／年、回数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	105	113	120	120	120	120
開催回数	4	4	4	4	4	4

③住民主体の「通いの場」のための事業

事業の内容

ア いきいきヘルス体操（シルバーリハビリ体操）

龍ヶ崎市シルバーリハビリ体操指導士会の協力を得て、生活機能改善体操と、瞬間的に使う筋肉を部分的に強化する要素的筋力体操を実施しています。

イ 元気アップ体操

元気アップ体操指導員の協力を得て、歩行機能、下肢筋力及びバランス能力の維持・改善を図るための体操や運動を実施しています。

ウ 思い出を語ろうかい

毎回テーマに沿って昔のことを思い出して言葉に出したり、相手の話を聞いて刺激を受けることで、集中力の向上や自発語の増加が促される、「回想法」を活用した少人数でのお話を傾聴ボランティアの協力を得て実施しています。

現状と課題

- 市内全域での活動が広がりつつありますが、会場の確保や指導士の育成といった供給側の取組が必要です。
- 市民への活動の周知による新たな参加者の掘り起こし、活動の地域差の解消といった取組が必要です。
- 「通いの場」の活動には、ボランティアの協力が不可欠ですが、高齢化が危惧されます。

今後の展開

- 適宜体験会を実施し、気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 保健師等の専門職が関与して健康教育や健康相談を実施し、生活習慣病・フレイル予防のための普及啓発を行います。

◆いきいきヘルス体操 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
参加者数	6,425	13,195	13,000	13,000	13,000	13,000
開催回数	690	1,298	1,300	1,300	1,300	1,300
会場数	47	48	48	48	48	48

◆元気アップ体操 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
参加者数	4,629	6,815	6,800	6,800	6,800	6,800
開催回数	390	617	620	620	620	620
会場数	19	19	19	19	19	19

◆思い出を語ろうかい 実績／目標値

(単位：延人数／年、回数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
参加者数	1,399	1,912	1,300	1,300	1,300	1,300
開催回数	165	224	220	220	220	220
会場数	9	9	9	9	9	9

(3) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における重症化予防

現状と課題

- 健康診査や医療・介護に関するデータから、高齢者の健康状態を把握し、訪問や電話等による個別健康相談(ハイリスクアプローチ)や通いの場等による集団健康教育(ポピュレーションアプローチ)を実施しています。
- ハイリスクアプローチは、後期高齢者の糖尿病性腎症重症化予防に取り組むこととします。また、本市は循環器疾患の医療費割合が高いため、脳血管疾患や虚血性心疾患の予防に取り組みます
- ハイリスクアプローチの対象者を通いの場に勧奨しています。また、通いの場の参加者にも重症化予防として、個別で健康相談を実施し、継続的に支援しています。
- ポピュレーションアプローチは、「通いの場」で専門職による自分自身の健康に関心が向けられよう、「地域課題」「フレイル予防」「生活習慣病予防」について健康教育を行っています。
- 「通いの場」へ参加されていない方への対応や健康状態不明者への対応について、関係部局と連携を図る取り組みが必要です。

今後の展開

- 後期高齢者の医療費は年々増加しており、慢性腎臓病、不整脈、高血圧の割合が大きく占めています。特定健康診査の受診者に加え、高齢者健康診査の結果等からも対象者を抽出し、訪問や面接等で保健師や管理栄養士による保健指導を行います。
- 医療機関やかかりつけ医と連携し、保健指導や栄養指導を行い、重症化予防に取り組めます。
- 健康づくり教室などの「通いの場」で、保健師等の医療専門職が関与し、フレイルや生活習慣病等予防の普及啓発を行います。
- 健康状態不明者へ訪問等で健康状態等を確認し、「通いの場」への参加勧奨、健診受診の勧奨を行います。

2 生きがいつくり・仲間づくりの促進

生きがいつくりは、同じ趣味を持つ者同士で集まるなど、仲間づくりが大切です。これまで仕事をしてきた方も、退職後は自分の時間を多く持てるようになり、これまでできなかった趣味活動等、新たな活動を通して地域社会とつながりを持つことが、自立した生活を継続するために重要となります。

高齢者の活動意欲を高め、人との交流を促進し、可能な限り社会生活とつながることができるよう、機会提供を含めた様々な取組を行うことが必要です。

(1) 総合福祉センター

現状と課題

- 利用者に喜ばれる入浴施設の提供、生きがいつくりや交流の場としてのクラブ活動等の充実を継続してきており、令和4年度から新規事業として教養・健康に関する講座を実施しています。毎回定員上限に達する申込があり需要があることを認識しています。
- 施設の老朽化は、引き続き課題となっています。

今後の展開

- 教養・健康に関する講座の充実をさらに図り、利用者のニーズに沿った施設運営を行っていきます。また、新型コロナウイルス感染症前の利用水準に戻るよう、イベント等を展開し、気軽に安心して利用できる当施設の良さを来館者に伝え、利用者の利用目的に沿った施設利用の促進を目指していきます。

◆総合福祉センター 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	18,184	22,883	23,000	25,000	25,000	25,000

(2) 元気サロン松葉館

現状と課題

- 概ね 60 歳以上の方を対象に、健康づくり事業や介護予防事業を実施しています。また、松葉小学校児童と世代間交流を行う等、利用者が生きがいを持ち社会参加できるよう支援しています。
- 利用者も増加傾向である一方、施設利用が飽和状態で新規プログラムの導入も困難なため、より効率的な運営方法の検討が必要です。

今後の展開

- 地域の特徴やニーズを捉えながら、高齢者がこれまで培った知識・能力・経験を生かした活動メニューを検討します。
- 松葉館の運営は、高齢者同士が相互に協力し合い、行事の企画や運営にも参画できるよう支援していきます。
- 今後、小中学校の統廃合が予定されていることから、施設の在り方を早急に検討する必要があります。

◆元気サロン松葉館運営事業 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	8,976	11,244	12,000	12,000	12,000	12,000

(3) 交流サロン「りゅう」(社会福祉協議会中央支所)

現状と課題

- 交流サロン「りゅう」は、社会福祉協議会中央支所とともに設置され、高齢者の生きがい・健康づくりや子ども同士・子育て世代同士の交流など、市民が気軽に集い、交流できる福祉のまちづくりの拠点として平成 23 年度に設置されました。高齢者のための活動としては、いきいきヘルス体操、思い出を語ろうかい、認知症予防のためのいきいき健康倶楽部等が定期的に開催されています。

今後の展開

- サロン活動の内容の充実やミニイベント等の開催により、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した利用の活性化に努めます。

◆交流サロン「りゅう」 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	3,412	4,946	5,094	5,247	5,404	5,566

(4) まいりゅうサロン（社会福祉協議会佐貫西口支所）

現状と課題

- 地域住民の健やかな生活と、地域の結びつきを育む福祉のまちづくりの実現のため、地域福祉推進の活動拠点として令和元年7月に開設され、地域住民の身近な相談場所、活動場所、また気軽に集える場所として親しまれています。

今後の展開

- 福祉の店や喫茶コーナーなど施設の機能を充実し、幅広い世代、多様な方が気軽に利用し交流できる場を提供します。

◆まいりゅうサロン 実績／目標値

（単位：延人数／年）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	5,011	6,887	7,093	7,306	7,525	7,751

(5) 高齢者地域ふれあいサロン

現状と課題

- 平成29年度より市内各地域において市民が自主的に介護予防活動を行うことに対し、市がその活動の推進に係る費用を支援しています。
- 現状に即した支援方法、形態の検討が必要です。
- 活動の紹介について、広く地域住民へ周知する方法の検討が必要です。

今後の展開

- 各地域で市民による自主活動の輪が広がっていくよう今後も広報周知に努め、また活動相互の情報交換の機会を設けます。
- 令和3年度に本事業の支援基準を緩和したことから、より多くの高齢者に自主活動の推進を図っていきます。

◆高齢者地域ふれあいサロン 実績／目標値

（単位：延人数／年）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
団体数	12	15	16	16	17	18
利用者数	4,508	7,209	7,500	7,800	8,000	8,200

(6) 高齢者でも参加できるスポーツの推進

現状と課題

- 総合体育館（たつのこアリーナ）においては、平成26年度より指定管理者制度を導入し、毎週木曜日に開催している「卓球タイム」は、指定管理者が主体となり、継続して実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度、令和4年度は実施できませんでした。令和5年度については、9月、10月を除き、毎月1回～2回の開催を予定しています。

「卓球タイム」は、誰もが手軽にできる卓球を、参加者同士が自由に楽しむとともに、ワンポイントレッスンも受けられることから、毎週多くの方が参加し、参加者同士の交流の輪も広がっています。その他、指定管理者による高齢者向け教室として、フィットネス教室やプールでのウォーキング教室などを開催しています。

- たつのこアリーナにおける事業や教室等は充実しているため、今後はたつのこフィールドやたつのこスタジアムなどの屋外施設における高齢者利用促進の運用方法を検討する必要があります。
- 市スポーツ推進委員が考案した龍ケ崎市独自のニュースポーツ「まいりゅうコロコロ」は、コミュニティセンター等での体験教室や小学生の親子ふれあい事業など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめるニュースポーツとして徐々に浸透しています。

今後の展開

- 高齢者に人気の「卓球タイム」は、参加者数の動向を踏まえ、実施回数の増加について検討します。
- 引き続き、高齢者向けのフィットネス教室やプール教室を開催するとともに、ニーズ等を把握しながら様々な教室を展開し、高齢者のスポーツ実施率の向上及び健康づくりと生きがいづくりを推進します。
- 市民に身近な場所であるコミュニティセンター等で、「まいりゅうコロコロ」を中心としたニュースポーツ体験教室等を実施するなど、誰でも親しめる機会を引き続き提供し、市民へ更なる普及を図ります。

◆卓球タイム 実績／目標値

（単位：延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数 (65歳以上の人数)	0	0	950	1,300	1,600	1,600

◆高齢者向け健康教室 フィットネス教室 実績／目標値

（単位：延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	2,326	2,083	3,300	3,500	3,500	3,500

◆高齢者向け健康教室 プール教室 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
参加者数	950	1,506	1,800	1,800	1,800	1,800

◆まいりゅうコロコロ体験教室 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
参加者数	-	-	-	200	210	220

(7) 長寿会活動への支援

現状と課題

- 60歳を超えても現役で働くなど、ライフスタイルの変化から新規の加入が少なく、会員の高齢化が進行し、会員数が減少傾向にあります。
- 人生での新たな社会貢献活動として、地域で活躍する場の創出を図りながら会の活動活性化を図る必要があります。

今後の展開

- スポーツ活動や文化的活動の行事、単位長寿会の視察研修会などを通じて、新規会員の加入を促進していきます。また、人生での新たな社会貢献活動として地域で活躍する場を提供することが長寿会の良さとするため、入会を検討している若手高齢者へ、この良さをアピールしていきます。

◆長寿会活動 実績／目標値

(単位：人)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
会員数	2,695	2,518	2,318	2,350	2,400	2,450

(8) 敬老会の開催

現状と課題

- 敬老会は高齢者にとって交流の場にもなっており、参加すること自体が閉じ込めり予防や社会参加につながっています。さらに、敬老会の前後では、地区単位でも敬老イベントが催されており、秋の行事として定着しています。
- 敬老会は、異世代の参加や関わりに加え、幅広い世代をあげて高齢者への感謝を表すとともに、そのご長寿を祝っています。
- 敬老祝金については、平成 24 年度より、支給基準の見直しを行い、支給対象者を 88 歳、100 歳、市内最高齢の 3 区分としましたが、支給対象者が増えつつある現状を踏まえ、改めて見直しを検討する時期にきています。

◆敬老会対象者数（令和 5 年度）

（単位：人）

対象者数	75 歳以上	12,777
上記の内、敬老祝金 対象者	88 歳	406
	100 歳	24
	市内最高齢	1

今後の展開

- 今後の対象者数や参加率の推移、さらには地区単位で開催されている同様のイベントの動向などをみながら、引き続き敬老会の在り方を検討していきます。

(9) 合同金婚式の開催

現状と課題

- 生きがいづくりの拡充事業として、結婚してから 50 年を迎えられるご夫婦を対象に、長年にわたる地域への貢献に感謝するとともに、節目のお祝いと今後の二人の更なる健康長寿を願い合同金婚式を開催しています。
- 平成 28 年度から毎年開催しており、参加者からは好評をいただいていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度から実施を見合わせていました。代替事業として対象者に記念品を贈呈するとともに、市長との懇談会を開催しています。

今後の展開

- 対象者が高齢であること等を考慮して、従来の会食を伴った金婚式の開催方法を見直していきます。

3 高齢者の社会参加の促進

高齢者が培ってきた豊かな経験や知識、技術などを地域社会で発揮していただくことは、地域の活性化のみならず、高齢者が自立した生活を継続する上でも重要となります。

就労機会の創出を通じて、高齢者の社会参加の促進を図ります。

(1) シルバー人材センター

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、積極的な取り組みを強化していく必要があります。
- 会員拡大を最重点課題として取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数が減少していることから、早急に新型コロナウイルス感染症前の水準（令和元年度）の会員数に回復させることを目標として取り組む必要があります。

今後の展開

- 会員拡大を核として、女性会員の拡大、退会抑制、新しい生活様式に対応した多様な就業機会の開拓、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備などを重点に取り組みます。
- デジタル社会の到来を踏まえ、デジタル技術の活用を推進します。特に、スマートフォンを活用した業務連絡や、Web入会システムの導入などデジタル技術を活用した業務の効率化、このための基盤整備として会員の知識の向上に取り組めます。

◆シルバー人材センター 実績／目標値

（単位：人）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
会員数	474	476	499	518	538	559

(2) ハローワークとの連携

現状と課題

- 現在、求人情報の検索や閲覧は、紙媒体からスマートフォン等の機器利用へと主流が変化しています。スマートフォン等の機器の利用が困難な高齢者も含め、誰もが容易に求人情報を取得できるよう、ハローワークと連携しながら、様々な媒体を活用した情報提供を行っていくことが今後必要です。

今後の展開

- ハローワーク等から市へ提供される求人情報を紙媒体にて提供する求人情報コーナーを継続して設置すると共に、市公式ホームページにおいて当該情報を掲載し、SNS等を駆使し、より手軽に龍ヶ崎管内の求人情報が閲覧できるよう周知方法の拡充を図ります。

基本目標 2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち

1 相談支援体制の強化

地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムの推進に向け、地域包括支援センターを含めた相談支援体制の強化が求められています。

近年、地域包括支援センターに寄せられる相談は複雑化・複合化し、介護分野だけでは解決が困難なケースも増えており、医療、障がい、子ども等、他分野における相談機関との連携や、地域にある社会資源との連携を強化しながら、包括的な相談支援体制を構築していく必要があります。

(1) 地域包括支援センター

現状と課題

- 地域包括支援センターでは、高齢者やその家族、近隣住民などからの相談を受け、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援のニーズ等を把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスの案内や関係機関との連絡調整を行っています。
- 地域包括支援センターの運営は、令和5年度より2か所に民間委託をしています。

今後の展開

- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療・介護連携、認知症施策等に対する取組の強化が継続的に行われるための中核的機関として、高齢者の増加に合わせた組織体制の整備を行います。
- 高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応できるよう、関係機関との連携強化、多職種協働によるケアマネジメント支援の充実を図ります。
- 介護支援専門員の質の向上のため定期的な研修を実施するとともに、日常的な相談支援を行います。
- 地域包括支援センターを2か所に民間委託したことから、市民の利便性向上と高齢者の相談支援体制の充実に取り組んでいきます。
- 地域包括支援センターの周知に関し、イベント開催時にチラシ配布を行う等さらなる周知に努めていきます。

◆総合相談受付 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
相談受付人数	1,758	1,517	1,600	1,700	1,700	1,700

(2) 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

現状と課題

- 本市の老人福祉法に基づく高齢者福祉に関する事業及び介護保険法に基づく介護保険事業に関し、当該事業に係る計画を策定し、当該事業の公正かつ適正な推進を図るため、運営協議会を設置しています。
- 地域包括支援センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされています（介護保険法施行規則第140条の52第4号）。
- 平成26年度以降、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項については、新たに再編された「龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会」の所管となっており、今後も組織体制の整備や運営について協議を行っていきます。

今後の展開

- 今後も運営協議会において計画の策定、推進及び進行管理に関する事項など、調査・審議を実施し、適正な事業の運営を図っていきます。

2 地域課題・資源の把握、解決策の検討

地域の課題が多様化していく中で、様々な主体が連携して地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。そのためには、地域のニーズや地域資源、地域の抱える課題の把握を行うことが必要なことから、様々な取組から「地域課題・資源の把握、解決策の検討」を行います。

(1) 地域ケア会議

現状と課題

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める取組です。
- 平成30年10月以降、訪問介護において一定回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けたケアプランについて、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から自立支援のあり方を議論する取組を行っています。

今後の展開

- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげます。

◆地域ケア会議 実績／目標値

(単位：開催数／年、延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催数	9	9	9	9	9	9
参加者数	158	212	210	220	220	220

(2) 協議体・生活支援コーディネーター

現状と課題

- 複数の地域コミュニティに対して、新たな第2層協議体の設置に向けた働きかけを行ってきました。併せて、市全体の協議の場である第1層協議体の整備を進めているところです。
- 生活支援コーディネーターの活動により、地域に向けて必要とされる社会資源の情報提供を行いました。

今後の展開

- 市全体の協議の場である第1層協議体を整備します。
- 新たな第2層協議体の設置に向けて、市民向けイベントやグループワークの機会を企画していきます。
- 生活支援コーディネーターが、地域の話し合いの中で住民より挙げられる地域課題に対して、解決に向けた展開ができるように支援します。

◆協議体 実績／目標値

(単位：か所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
第1層協議体	-	0	0	1	1	1
第2層協議体	3	3	4	5	6	7

◆生活支援コーディネーター 実績／目標値

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
生活支援コーディネーター	1	1	15	15	15	15

（３）龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイト

現状と課題

- 市内の医療福祉情報が検索できる龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイトは、地域包括ケアシステムを支援する福祉の専門サイトとなっています。
- 記載している情報は公的サービスが多く、市民活動やNPO活動等の公的以外のサービスの情報が少ないため、公的以外のサービス情報を多く発信していくことが課題です。

今後の展開

- 地域の社会資源を調査し、市民活動、NPO活動等の公的以外のサービス情報を掲載します。

（４）生活支援サポーター活用事業

現状と課題

- 総合事業の開始に合わせ、特に軽度者に対する生活支援のためのホームヘルパーを確保するため、市独自のルールによる生活支援サポーター養成研修を実施しています。研修終了後、訪問介護事業所で働きながら介護福祉士等の資格を取得する方がいる一方、地域貢献したくても活動できる場がなく研修受講のみでとどまる方がいることが課題となっています。
- 令和5年度に、修了者の活躍の場のひとつとして、家事支援を必要とする高齢者と生活支援サポーターを調整する「生活支援サポートセンター」を設置しました。

今後の展開

- 生活支援サポートセンターの周知とともに、修了者が生きがいを持ち、地域で活躍できるように支援していきます。
- 生活支援サポートセンターが機能できるよう、登録者数を増やすための養成研修の定期的な開催、並びに利用者と支援者の実情に即した支援内容を検討します。

◆生活支援サポーター養成研修（かじサポ） 実績／目標値 （単位：実人数／年、延人数／年）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
養成者数	0	15	20	20	20	20

◆生活サポートセンター

(単位：実人数／年、延人数／年)

	令和3 年度 実績	令和4 年度 実績	令和5 年度 実績見込	令和6 年度 目標値	令和7 年度 目標値	令和8 年度 目標値
サポーター登録数			20	25	30	35
利用者数			80	160	200	210

(5) ひとり暮らし高齢者の実態調査

現状と課題

- 高齢者福祉行政を円滑に進める上では、日頃から高齢者の実態を適切に把握していることが重要です。そのため民生委員の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者の方々を対象に、事故や急病などの緊急時における親族等とのスムーズな連絡体制の確保などを目的とした実態調査を実施し、当該世帯の情報の収集・整理を行っています。
この実態調査では、個々の生活状況や支援の必要な高齢者の把握、さらに場合によっては、その高齢者に適した支援へとつなげていくといった役割も担っており、重要視しています。
- 高齢化に伴い、対象世帯が年々増加していることから、市役所等に寄せられる通報が増えており、実態調査の重要性は高まっています。
- 個人情報保護意識の浸透等に伴い、調査協力が得られにくい場合があります。

今後の展開

- 情報管理の徹底とともに、調査趣旨の周知徹底を図った上で、今後もひとり暮らし高齢者はもとより、日中独居や高齢者のみの世帯など、支援の必要な高齢者も含めた把握に努めるため、的確な情報の収集と整理を継続します。

◆ひとり暮らし高齢者の実態調査 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3 年度 実績	令和4 年度 実績	令和5 年度 実績見込	令和6 年度 見込値	令和7 年度 見込値	令和8 年度 見込値
実態調査対象者数	4,717	5,007	5,247	5,400	5,550	5,700
ひとり暮らし高齢者数	2,848	3,463	3,743	3,850	4,000	4,150

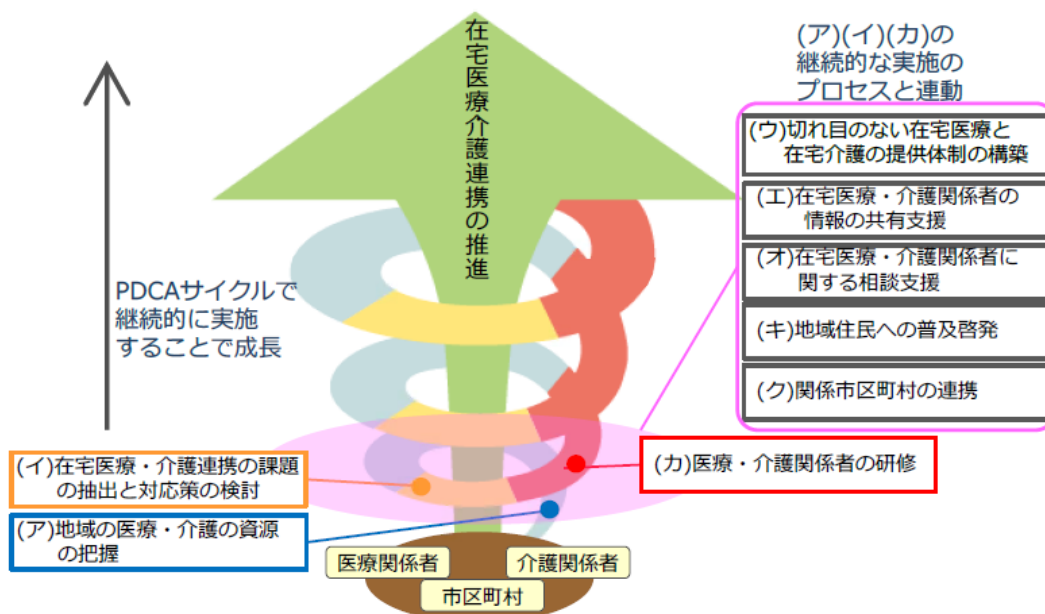
3 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で関係する、医療・介護の多職種との連携協力を図る体制の整備を目指すものです。

高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となるため、以下のア～クの8項目について、市が医師会等の関係団体と連携しながら取り組みます。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- エ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 関係市区町村の連携

【在宅医療・介護連携推進事業の8つの取組項目】



出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」より

(1) 龍ヶ崎市在宅医療・介護連携推進会議

現状と課題

- 保健、医療、介護及び福祉の連携により、包括的かつ継続的にサービスが提供される体制づくりのため、多職種顔の見える関係づくり及び意見交換の場となる、龍ヶ崎市在宅医療・介護連携推進会議を組織しています。
- 会議には部会制を採用し、個別事案検討・地域課題を検討する「地域ケア部会議」、医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修、地域住民への普及啓発を進める「連携推進会議」、そして、認知症施策の推進及び認知症初期集中支援チームの評価、検討を行う「認知症ケア会議」の3つの会議を、各委員で分担して取り組んでいます。

今後の展開

- 地域課題や政策形成、多職種での情報共有の具体策等、取組を継続していきます。
- ひとつひとつの活動の継続、協力していただける関係者のすそ野を広げていくことに努めます。

(2) 研修・啓発の機会の提供

現状と課題

- 在宅医療・介護連携推進会議連携推進会議を活用して、職種間を超えて多職種合同の研修機会を設けています。
- 病をおそれず地域で安心して生活していくために、在宅医療・介護連携が果たしていく役割及び今後の方向性を示すべく、普及啓発を行っていきます。

今後の展開

- 今後も多職種合同の研修機会の拡大を図りながら、多職種が意見交換できる場を提供していきます。
- 今後も一般市民への啓発機会の拡大を図ります。併せて、わかりやすい啓発資料の作成を行っていきます。

◆研修・啓発の機会の提供 実績／目標値

(単位：回数／年、延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
実施回数	2	2	1	2	2	2
参加者数	153	218	80	160	160	160

（３）相談支援の場となる「在宅医療連携相談室」

現状と課題

- 地域包括支援センターと連携する医療面での相談窓口として、一般社団法人龍ヶ崎市医師会の協力を得て、「在宅医療連携相談室」を訪問看護ステーション龍ヶ崎の中に設置しています。
- 相談件数も増加傾向ですが、市民、関係者への周知を更に深めるとともに、迅速な対応をするため、地域包括支援センターとの相互のサポート体制の構築が課題です。

今後の展開

- 医療と介護の効率的な連携のため、患者・家族及び関係者の不安・負担を減らしていくための窓口として、地域包括支援センターと互いに連携しながら、利用しやすい仕組みづくりに努めます。

◆在宅医療連携相談室の相談受付 実績／目標値

（単位：延人数／年）

	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 実績見込	令和６年度 目標値	令和７年度 目標値	令和８年度 目標値
相談受付人数	26	35	40	50	50	50

（４）「連携シート」の活用

現状と課題

- 連携シートにこだわることなく、「連携」の取り方についての基本的な考え方を医療（病院）と介護（居宅）のやり取りだけでなく、薬局・歯科・サービス事業所も連携が図れるよう検討を行います。
- 龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイトのグループツールの活用について、引き続き検討していきます。
- ＩＴ化については費用面と特に医療職側の情報管理の面で検討を要しています。書式については特に医療職種間の活用を目指していますが、更なる内容の見直し、活用方法について検討が必要です。

今後の展開

- 実務の中で医療・介護保険上の加算対象となるよう、適宜関係する職種との意見収集を行い、シートの内容について見直しを継続します。
- 当面、ケアマネジャーを想定し、入退院時やサービス利用時等の情報提供での活用を進めます。

4 認知症施策の推進

今後、急速な高齢化とともに認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には700万人を超え、高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。認知症施策推進大綱の主旨に沿って、認知症になっても自分らしく日常生活を過ごせることを目指し、認知症高齢者やその家族の意見も踏まえて支援を行っていくことが必要です。これを実現するため、標準的な認知症ケアパスの作成・普及、早期診断・早期対応等、諸施策を進めています。

認知症の人や家族の視点を重視 —「共生」と「予防」—

- ア 普及啓発・本人発信支援
- イ 予防
- ウ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- オ 研究開発・産業促進・国際展開

【認知症施策の総合的な推進5つの取組項目】

認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組みを進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
 ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

出典：厚生労働省「認知症施策の総合的な推進について」

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

事業の内容

ア みんなで知ろう！認知症講演会

認知症に関わる内容をテーマに、正しい知識を学び日常生活の中で心がけるべき習慣を知ることにより、認知症に早期に気づきその進行を予防するため、「茨城県認知症を知る月間」である9月に講演会を開催しています。

イ 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方やご家族を地域ぐるみで見守る応援者を養成する講座を開催しています。参加者も一般市民から、公的団体、民間、学校等、多様な社会資源等と対象が広がっています。

現状と課題

- 幅広い世代の受講対象者に講座を開催します。また、市民の興味を引くような講座内容を検討していきます。
- フォローアップの機会を提供し、受講後の活動の場を広げていきます。

今後の展開

- 今後もテーマも含め市民の興味をより引くような内容を検討していきます。
- 出前講座やイベントの機会の活用、フォローアップの機会の提供など、内容も身近なもので関心を持ってもらえるよう講座の充実を図り、かつ受講対象に子どもを含めた多様なメニューを検討します。

◆みんなで知ろう！認知症講演会 実績／目標値

(単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
参加者数	0	0	80	80	80	80

◆認知症サポーター養成講座 実績／目標値

(単位：延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
受講者数	195	124	130	130	130	130
フォローアップ 受講者数	0	0	10	10	10	10

(2) 容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

事業の内容

ア 認知症初期集中支援チーム

専門職が早期から関わり、早期診断・対応に向けた支援体制を構築します。

認知症疾患医療センターである池田病院と市及び地域包括支援センターが共同でチームを組織します。

イ 認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）

認知症ケアパスとは、相談者に対して適切な支援をわかりやすく説明するために利用するものであり、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々がチームとなり目標を共有し、それを達成するための情報が掲載されています。

現状と課題

- 初期集中支援チームの認知度が低いことや対象者のスクリーニングが明確でないため、対象者が少ない傾向にあります。

今後の展開

- 月1回程度の開催を目標にチーム員会議を開催し、チーム運営については、対象案件の状況を踏まえながら質の確保を図り、チームの安定的な運営体制を整えます。
- 認知症疾患医療センターである池田病院をはじめ、地域包括支援センターや市内の医療機関との連携を強化していきます。
- 在宅医療介護研修会にて専門職や民生委員に対し、初期集中支援チームの説明を行い、普及啓発を図ります。

◆ 認知症初期集中支援チーム 実績／目標値

（単位：回数／年、件数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催回数	2	3	5	6	7	8
案件件数	3	4	10	12	14	16

（３）若年性認知症施策の強化

現状と課題

- 65 歳未満で認知症を発症した方は、平成 29 年度から令和元年度に実施した厚生労働省の調査によると全国で約3万6千人と推計されています。若年性認知症では、高齢者とは異なる、その年代に合った社会支援が求められます。
- 若年性認知症の方は、就労や生活費などの経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、ときに本人や配偶者の親などの介護と重なる複数介護などの特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援などの様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要があります。

今後の展開

- 若年性認知症の相談窓口の周知を行い、認知症の相談が可能となるよう努めます。
- 若年性認知症についての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座等でその特性や対応を伝えられるよう努めます。
- 認知症疾患医療センターに配置されている、若年性認知症コーディネーターと連携を図ります。
- 適切な時期に成年後見制度の利用ができるよう、家族や支援者と情報共有をしていきます。

（４）認知症の人の介護者への支援

事業の内容

ア 徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業

衣服や杖等に貼り付けられる「QR コード[®]」を配付し、高齢者等が外出の際に保護された時、発見者が「QR コード[®]」を携帯電話等で読み取ることにより、早期に身元が確認できる仕組みです。

イ 介護者のつどい

認知症の家族を介護している方が集い、介護者としての日頃の思いを伝え、経験や情報を交換しながら互いに励まし合い、リフレッシュを図り、相互交流することを目的とします。男性介護者の参加も増えています。

ウ もの忘れ相談

認知症疾患医療センターと連携し、もの忘れが心配な方やその家族からの相談について定期的に相談会を開催します。

現状と課題

- 徘徊が疑われる方や徘徊をした方に対して、積極的に制度利用を勧めています。また、本事業の利用者が徘徊した際には、警察と連携し、対応しています。
- 令和5年度より、徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業が開始され、本事業の積極的な普及啓発をしていく必要があります。

今後の展開

- 徘徊高齢者の保護及び安全の確保と、併せて介護者の負担軽減を図るため、これらの事業について今後も継続して実施します。
- QRコードを用いた見守り事業の周知に努め、積極的に利用促進を行います。

◆徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業 実績／目標値 (単位：実人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	0	0	50	50	50	50

◆介護者のつどい 実績／目標値 (単位：回数／年、延人数／年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催回数	20	20	20	20	20	20
参加者数	101	111	120	120	120	120

◆もの忘れ相談 実績／目標値 (単位：回数／年、人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催回数	0	0	1	1	1	1
利用者数	0	0	5	5	5	5

(5) 高齢者にやさしい地域づくり

事業の内容

ア 認知症地域支援推進員

認知症の方の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との間の連携支援や認知症の方やその家族を対象とした相談業務を行います。

イ オレンジカフェ

認知症高齢者や認知症高齢者を介護している家族、地域の人、医療職・介護職などが交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場としての「オレンジカフェ」、本市主催の「オレンジカフェりゅう」、池田病院主催の「ゆずの木カフェ」、計2か所で開設しています。

ウ チームオレンジ

認知症サポーターで対象者の近隣チームを組織し、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を役割としています。

エ 見守りネットワーク事業

警察署、消防署、郵便事業者、電力事業者等の協力事業所及び個人協力員が連携して、日常生活や仕事の中で、地域の高齢者、子ども、障がい者等をさりげなく緩やかに見守ることにより、安心安全な地域づくりを目指すものであり、本市では平成25年から運用を開始しています。

現状と課題

- 認知症地域支援推進員、地域住民が連携し、オレンジカフェ、チームオレンジ等の活動（普及啓発も含む）を支援しています。
- 認知症地域支援推進員が活動の支援を行い、認知症に対する相談体制を整えていく必要があります。

今後の展開

- 認知症地域支援推進員がオレンジカフェやチームオレンジ活動の支援を行い、認知症高齢者とその家族を地域で見守る体制づくりを進めます。

◆認知症地域支援推進員 実績／目標値

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
推進員数	5	6	4	5	6	6

◆オレンジカフェ 実績／目標値

（単位：回数／年、延人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
開催回数	6	12	12	12	12	12
参加者数	159	193	200	200	200	200

◆チームオレンジ 実績／目標値

（単位：チーム数／年、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
チーム数	2	2	2	3	4	4
協力者数	20	29	30	35	40	40

◆見守りネットワーク事業 実績／目標値

（単位：事業所数／年、人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
協力事業所数	134	185	187	190	190	190
協力者数	612	636	640	650	660	670

5 在宅での生活を続けるための支援

高齢者人口の増加に伴い、高齢者のニーズは多様化しており、介護保険サービス外の高齢者福祉サービスや、民間企業、住民主体によるインフォーマルサービスの充実を図り、自立した生活を継続できるよう支援していく必要があります。

(1) 高齢者日常生活用具給付事業

現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者に対し、火災や火傷等の事故防止を目的として日常生活用具を給付しています。

【給付品目】

- ・火災警報器、自動消火器、電磁調理器

【利用料】

- ・利用者負担なし

※ただし、要介護認定3以上又は同程度と認められる方（火災警報器・自動消火器のみ）で、かつ、前年の所得税が非課税もしくは生活保護を受給している方

今後の展開

- 高齢者の火災や火傷等の事故防止のため、今後も継続して実施します。

◆高齢者日常生活用具給付事業 実績／目標値

（単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	0	0	1	1	1	1

(2) 福祉電話貸与事業

現状と課題

- 電話回線（携帯電話を含む）を保有しない、市民税非課税世帯に属するひとり暮らし高齢者に福祉電話を貸与しています。利用者は、携帯電話の普及もあり、減少傾向にあります。

【利用料】

- ・通話料は自己負担（基本料金及び架設料金については無料）

- 対象者の緊急連絡先を確保する観点から、今後も事業を継続し、更なる周知を図っていきます。

今後の展開

- 携帯電話が普及しているため、今後利用者が増えていくことは望めない状況ですが、生活困窮者世帯や生活保護世帯等による電話回線を有していない方にとっては、緊急連絡先を確保できるため、今後も事業を継続していく方向です。

◆福祉電話貸与事業 実績／目標値

(単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	5	4	5	5	5	5

(3) 食の自立支援事業（配食サービス）**現状と課題**

- 要介護認定等を受けているひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯の方に、食生活の改善による健康保持に加え、定期訪問による安否確認を目的とした配食サービスを実施しています。
- この事業の利用者数は停滞傾向にありますが、これは近年、民間の高齢者向け宅配弁当を扱う店舗が増え、選択肢が広がってきたことが要因の一つと考えられます。この事業は、利用者の健康状態を事前に把握し、利用者ごとに応じて栄養などを考慮した食事を提供するもので、この点が民間の高齢者向け宅配弁当とは異なるところです。

【配達日】

- ・月曜日から土曜日の間（年末年始及び祝日を除く）において、原則として1日おき（週1～3回）に夕食を配達

【利用料】

- ・1食当たり 500 円（食材費等の実費相当分）

今後の展開

- 食生活の改善による健康維持に加え、定期訪問による安否確認を行うことで、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方が、自宅で自立した生活が送れるよう今後も継続して実施します。
- 高齢者福祉サービス冊子の配布やケアマネジャーからの事業周知・勧奨により普及に努め、日常生活における「食えること」を支援し、いつまでも「食」を楽しみ、自立した生活を送れるよう、併せて定期訪問による見守りや安否確認を目的とした当該事業を推進していきます。

◆食の自立支援事業（配食サービス） 実績／目標値

（単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
利用者数	52	50	50	55	55	55

（４）高齢者外出支援利用料助成事業

現状と課題

- NPO法人等が実施する移送サービスを利用して、通院や買い物等に出かけた場合の利用料の一部を助成しています。
- 事業の対象としている福祉有償運送については、市内における実施状況が極めて限定的（利用対象者）であることから、新規登録はほとんどなく、登録者数は減少傾向にあります。

【対象者】

- ・要介護認定を受けている概ね65歳以上の方

【助成額】

- ・移送サービス1回当たりの最低利用料金の2／3の額
（100円未満の端数は切り捨て）

【利用回数】

- ・1月当たり6回分までを限度

今後の展開

- 登録者数は減少傾向にあるものの、移送サービスは外出困難な高齢者に対し、自立生活の支援や閉じこもり防止にも有効なサービスであることから、今後も継続して実施します。

◆高齢者外出支援利用料助成事業 実績／目標値

（単位：実人数／年）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
登録者数	29	27	27	27	27	27

(5) さわやか理髪推進事業

現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で要介護又は認知症等により外出が困難な方を対象に、理容師が自宅を訪問し、整髪及び顔そり等の出張利用サービスを実施しています。

【負担費用】

- ・ 1 回当たり 1,950 円

【助成回数】

- ・ 年6回以内

- 市広報紙や高齢者福祉サービス冊子による周知により利用者が増加傾向にあります。

今後の展開

- 介護保険サービスを利用していない認知症高齢者や老衰、疾病、寝たきりの状態の方なども利用対象者としていることから、これらの方々の生活支援事業として、今後も継続して実施します。

◆さわやか理髪推進事業 実績／目標値

(単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	30	41	30	32	33	34

(6) 家庭ごみのおはようSUN訪問収集

現状と課題

- 自宅から集積所へごみの搬出が困難な高齢者等を対象に、市職員が訪問し、ごみ収集を実施しています。

今後の展開

- 高齢者の負担軽減と併せ、安否確認の観点からも効果的であることから、今後も継続して実施します。また、ケアマネジャー等と連携を図り、事業を推進していきます。

◆家庭ごみのおはようSUN訪問収集 実績／目標値

(単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	113	99	105	110	115	120

(7) 福祉の店「りゅう」(社会福祉協議会中央支所)

現状と課題

- 社会福祉協議会中央支所に併設されている福祉の店「りゅう」では、地元の新鮮野菜や米の販売、パン、缶詰、茶菓子等の販売を行っています。米の宅配サービスは、ひとり暮らしや移動の困難な高齢者に好評を得ています。宅配サービスを必要とする方に利用していただけるよう、PRの強化が必要です。
- 各地区のコミュニティセンターを販売拠点として、福祉の店移動店を営業しています。

今後の展開

- 買い物に不便が生じている地区や対象者に対し、移動販売や宅配サービスの効果的PRに努めます。また、利用者のニーズに合った販売商品の検討をしていきます。

(8) いばらき高齢者優待制度(いばらきシニアカード)

現状と課題

- 県では、高齢者の積極的な外出を促し、健康増進や引きこもり防止につなげることを目的に、いばらき高齢者優待制度を実施しています。
- 65歳以上の高齢者を対象として、いばらき高齢者優待制度の協賛店舗が設定した割引やポイント加算等のお得なサービスが受けられる「いばらきシニアカード」を配布しています。
- シニアカードのデザインが変更されたことで興味を持つ方が増えたことや、買い物における割引等の対象範囲が県内であることがホームページや広報紙等により周知されたこともあり、配布数は増加傾向にあります。

今後の展開

- 事業の周知に努め、市役所本庁舎、東部出張所、西部出張所、市民窓口ステーションの各施設でシニアカードの配布を実施します。

◆いばらき高齢者優待制度(いばらきシニアカード) 実績/目標値 (単位: 配布人数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
配布人数	191	468	200	210	210	210

6 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

高齢者人口の増加に伴い、ライフスタイルや介護の状況も多様化する中、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいは重要な位置付けとなっており、近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者世帯が安心して暮らせる住まいの確保が急務となっています。

また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者の多様な生活課題に対応できるよう、高齢者福祉施設等の整備を促進し、高齢者の住まいの確保と生活の一体的な支援を推進していく必要があります。

高齢者の社会参加への意識も高まりを見せている中、高齢者が地域の中で安心して生活を送るためには、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた建物や道路、移動手段の確保が求められています。

(1) 市営住宅

現状と課題

- 超高齢社会の到来及び核家族化の進行により、高齢者のみで構成される世帯が増加しています。市営住宅についても高齢者が増加傾向にあり、高齢者が安心して生活できる住宅を今後も提供していくことが求められています。その市営住宅について、高齢者がさらに安心して、快適に暮らせる住宅を目指し、バリアフリー化等の改修について、検討が必要となっています。

今後の展開

- 龍ヶ崎市公営住宅等長寿命化計画の改定作業に合わせ、他市におけるバリアフリー化の事例等を調査しながら、本市において実施可能な改修工事を検討し、高齢者が今後も安心して生活できる市営住宅を目指します。また、今後も住宅に困っている高齢者世帯から入居申し込みを受けた際は、優先枠を設ける等、当選率が上がるよう配慮します。

◆市営住宅における高齢者世帯の入居者数 実績／目標値

(単位：世帯)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
世帯数	1	4	3	3	3	3

(2) サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの供給

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、介護や医療と連携して、高齢者の生活を支援するサービスを提供する住宅の確保が重要になります。
- 市内には、サービス付き高齢者向け住宅が 10 か所、有料老人ホームが 9 か所整備されています。(令和 5 年 8 月 1 日現在)
- サービス付き高齢者向け住宅は、1 戸当たりの床面積が原則 25 m²以上でバリアフリー構造を有し、日中は専門職員が常駐し入居者に安否確認と生活相談を行うことが義務付けられています。
形態が2種類あり、①介護が必要となった際に外部の介護保険サービスを利用できる「一般型」、②サービス付き高齢者向け住宅の職員が直接介護を提供する「介護型(特定施設)」となります。
- 有料老人ホームは、形態が3種類あり、①入居の高齢者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護を提供する「介護付き有料老人ホーム」、②外部の介護保険サービスを利用できる「住宅型有料老人ホーム」、③介護の必要がない高齢者が入居する「健康型有料老人ホーム」となります。
- 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、高齢者の住まいの確保策として重要な役割を占めており、介護や医療と連携して、高齢者の生活を支援できるよう、高齢者のニーズに対応した居住環境の整備及び情報提供の充実が課題となります。

今後の展開

- 在宅での今後の生活に不安を抱えていたり、家族の介護が困難になってきた等の理由により、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームへの入居を一つの選択肢として検討する高齢者やその家族がいることを踏まえ、県が公表する**特別養護老人ホームの待機者数をはじめ**、有料老人ホーム等の設置情報を常に把握し、市民からの問い合わせに対し情報提供できる体制を強化します。

(3) 養護老人ホーム

現状と課題

- 老人福祉法第 11 条に基づき、概ね 65 歳以上の高齢者で環境上あるいは経済的理由により、在宅での生活が困難な方に対する養護老人ホーム等への入所措置を実施しています。

今後の展開

- 近年、虐待を原因とする入所措置のケースもあることから、緊急時に速やかに対応できるよう、関係機関との連携・協力体制の更なる強化を図っていきます。

◆養護老人ホーム 実績／見込値

(単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 見込値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
入所者数	5	5	6	6	6	6

(4) 生活管理指導短期宿泊事業

現状と課題

- 概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方等を一時的に保護する必要がある場合、介護老人福祉施設において短期宿泊による日常生活に対する指導や援助を行います。
- 事業の性格上、多くの利用者が見込まれる事業ではありませんが、必要性の高い事業です。

今後の展開

- 事業本来の目的に加え、高齢者虐待等の際の緊急保護としても有用なサービスであるため、今後も継続します。

◆生活管理指導短期宿泊事業 実績／見込値

(単位：延人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 見込値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
利用者数	0	3	1	3	3	3

(5) 生活環境の整備

現状と課題

- 高齢者等が安全かつ快適に暮らすことができるよう、道路や公園をはじめ、バリアフリー化を進めています。更に高齢者視点からみた取り組みが必要です。

今後の展開

- 公共施設においてユニバーサルデザインの導入を図るなど、高齢者をはじめ誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、バリアフリー環境づくりを推進します。

(6) 公共交通の充実

現状と課題

- 地区間相互の連携強化や交流促進、公共施設へのアクセスといった日中における市民の移動手段として、平成14年7月からコミュニティバスを運行しており、令和元年9月には、運行計画の再編を実施し、運行本数の増加や運行時間の拡大、乗継券や一日乗車券等の新たな割引メニューの導入等により、更なる利便性の向上を図りました。
- 平成24年7月からは、公共交通空白地域にお住まいの方やバス停留所までの移動が困難な高齢者等の移動手段として、デマンド型乗合タクシー「龍タク」の運行を開始し、令和元年9月には「さんさん館」を目的地に追加するなど、総合的な地域公共交通ネットワークの構築に努めています。
- 人口減少と少子高齢化に対応した持続可能な地域公共交通網を形成することが重要であることから、地域の実情に応じた運行形態や運行方法を検討し、効率化を図る必要があります。

今後の展開

- 高齢者等の自家用車を利用できない方々の生活交通の維持・確保のため、コミュニティバスや龍タクの運行を継続させるとともに、運転免許自主返納支援事業など交通安全の推進及び公共交通の利用促進のための施策を引き続き展開していきます。また、令和5年度に実施するA I オンデマンド交通の実証実験の結果を検証・分析したうえで、コミュニティバスの再編を含め、市内公共交通網全体の再構築を図り、利便性が高く持続可能な地域公共交通ネットワークの実現を目指します。

◆公共交通 各事業 実績／目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	実績見込	目標値	目標値	目標値
地域公共交通 利用者数 (単位：延人数／年)				1,079,200	1,097,100	1,115,000
ノンステップバス 導入率 (単位：％)				95.2	95.2	97.6
高齢者運転免許自主 返納支援事業 (単位：実人数／年)	193	174	156	200	200	200

(7) 移送サービス（福祉有償運送等）の拡充

現状と課題

- 福祉有償運送は、要介護者や障がい者などの、ひとりでは公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、NPO法人などが自家用車を用いて提供する、ドアツードアの個別輸送サービスです。
- 高齢化の進行等に伴い、一層増加が見込まれる移動制約者に対して、福祉有償運送に登録している2団体では、同団体が実施している別のサービス等を利用している者のみを利用対象としており、サービスを利用できる方は限定されている現状にあります。
- 広く市民が利用できるよう、福祉有償運送だけでなく、ボランティア輸送も含めた移送サービスの新たな担い手の発掘・確保が必要になっています。

今後の展開

- 新たな担い手の確保のための支援策等を検討して、移送サービスの拡充に努めます。

◆移送サービス（福祉有償運送） 実績／目標値

（単位：人、回数／年）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
団体数	2	2	2	3	3	3
利用会員数	30	34	38	50	60	70
利用回数	355	397	560	585	600	615

基本目標3 尊厳のある暮らしを支援するまち

1 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の尊厳ある人生とは、自己決定できること、認知症となっても家族や地域が支えることで自分らしい人生が全うできること、さらに他者から人権や財産を侵されないことです。そのためには家族や成年後見人の支援はもちろん、地域の支援活動等も重要となります。成年後見制度は高齢社会への対応及び知的障がい者・精神障がい者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用を目的にしています。

(1) 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など、成年後見制度の利用が妥当と考えられる方の数は増加しています。しかし、親族がいても支援してもらえない方や親族がいないなどの理由により、申立者が定まらず、手続きが進まない案件が増加しています。
- 成年後見制度の利用を促進していく上で、成年後見制度に関する相談対応を行う成年後見センターの設立が求められています。

今後の展開

- 権利擁護の視点から、成年後見制度が円滑に利用できるよう配慮するとともに、増加する制度利用予定者のニーズに応えられるよう努めます。
- 親族がいても支援してもらえない、親族がいないなどの理由により、申立者が定まらず、手続きが進まない案件については、市長による申立て支援を行います。
- 制度の普及啓発のため、「上手な年の重ね方講座」や出前講座の機会等を活用し、成年後見制度の意義や後見人の仕事についてなど、基本的な知識等の周知に努めます。
- 成年後見センター設立に向けた検討を進めます。
- 成年後見制度利用促進会議を開催し、成年後見制度の利用促進、普及・啓発、相談支援、ネットワークの構築に努めます。

◆成年後見制度の市長申立件数 実績／見込値

(単位：件／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 見込値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
市長申立件数	2	6	3	3	3	3

(2) 消費者教育・啓発

現状と課題

- 市では消費生活センターを設置し、消費生活全般に関する問合せなどを相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たっています。
- 近年、デジタル化の急速な進展等に伴い、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットの活用は高齢者の間でも広がっており、いつでも手軽に商品やサービスを購入できるようになりました。しかし、インターネットに関連した高齢者の消費者トラブルは、近年、増加傾向にあることから、多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえ、消費生活に関する正しい知識の習得機会や啓発が必要とされています。

今後の展開

- 消費生活センターの相談体制の充実を図るとともに、相談員による出前講座等の啓発活動を実施します。
- また、広報紙、公式ホームページ及びSNS等を活用し、社会の変化や流行に合わせて、適時、消費者トラブルに関する注意喚起を発信するとともに、関係機関等とのネットワークを強化し、トラブル発見時には速やかに消費生活センターへ誘導できるよう努めます。

◆消費生活センターへの延べ相談件数 実績値／見込値

(単位：件／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 見込値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
相談件数	637 (内60歳以上293)	598 (内60歳以上261)	580 (内60歳以上240)	550 (内60歳以上220)	520 (内60歳以上210)	500 (内60歳以上200)

2 高齢者虐待の防止

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されることは、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし現実には、家族や親族、もしくは第三者などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が社会的問題となっています。

「高齢者虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）ではありません。暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）や、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）が含まれます。また、中には、性的ないやがらせなど（性的虐待）もあります。

虐待は早期発見・早期対応だけでなく、未然に防止することも重要です。そのためには虐待を特定の個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があります。

（1）虐待に対する問題意識の醸成

現状と課題

- 全国における養護者による高齢者虐待は、令和3年度で16,426件あり、前年比で4.9%減少しています。また、養介護施設従事者等によるものは739件で過去最多となり、増加率は前年度比で24.2%増となりました。いずれも通報、相談により認定された虐待の件数ですが、これらは氷山の一角と思われ、相談等に至らないケースは相当数あると考えられます。
- 高齢者虐待の特徴として、養護者の介護疲れ、介護力の低下や不足、孤立・補助介護者の不在等で追い詰められていることなどが挙げられています。虐待の未然防止と同時に、養護者に対する支援が求められています。

今後の展開

- 市広報紙及び市公式ホームページへの掲載や出前講座等を利用して情報提供を行います。
- 問題意識や理解を深めるため、介護支援専門員等に啓発の機会を設けます。
- 介護疲れや孤立を防止するため、「オレンジカフェ」「介護者のつどい」「チームオレンジ」等の活動を周知し参加を促します。
- 市や地域包括支援センターに虐待に関する相談窓口があることを周知します。

(2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

現状と課題

- 虐待事案（疑義案件を含む）が発生したときは、早期に対応できるよう、普段から地域包括支援センターなどの関係機関と調整し、役割分担を取り決めておく必要があります。
- 早期発見のため、養護者自身が問題を抱えていないか、被虐待者の病気は進行していないかなどに留意する必要があるため、虐待に対する介護支援専門員の意識を高めることが必要です。

今後の展開

- 地域包括支援センターと連携して虐待案件に取り組みます。虐待案件が発生した場合には役割分担を明確にし、迅速に対応ができるよう努めます。
- 介護支援専門員等が行う研修会などに参加し、早期に虐待に気付けるよう働きかけを行います。

◆高齢者虐待の相談件数 実績／見込値

（単位：件／年）

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 見込値	令和7年度 見込値	令和8年度 見込値
相談件数	83	20	30	30	30	30

基本目標 4 支えあえる地域づくりを推進するまち

1 介護者への支援

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えあうことで、介護者の負担を軽減することが大きな目的の一つとなっています。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」に向けた取組として、介護の環境整備、介護負担の軽減等により、家族が介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指しています。

こうした現状を受け、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の一環として、介護者の負担軽減のための取組を推進します。

(1) 在宅介護慰労金支給事業

現状と課題

- 介護サービスを利用せず、在宅の寝たきりの高齢者や認知症高齢者（要介護4以上又は同程度）を1年以上継続して介護している介護者を対象に、その家族の日頃の労に報いることを目的として慰労金を支給しています。

【支給要件】

- ・介護者及び要介護者の世帯全員が市民税非課税であること。
- ・介護保険の居宅サービスを受けていないこと。
（年1週間程度の短期入所生活介護は可）
- ・介護保険料の未納がないこと。
- 特別養護老人ホーム等の施設整備も進み、重度の要介護者を在宅で介護している方は減少しています。
- 令和4年度は支給要件を満たす対象者はいませんでした。支給実績がない状況が続いているため、他市町村の事例研究や、事業のあり方について検討が必要です。

今後の展開

- 令和5年度も基準日である10月1日現在で対象者を抽出し、支給要件を満たす方については、通知し支給のための手続きを進める予定です。
- 近年の支給実績がない状況を踏まえ、事業のあり方について検討していきます。

◆在宅介護慰労金支給事業 実績／目標値

(単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	0	0	0	1	1	1

(2) 高齢者介護用品購入費助成事業

現状と課題

- 在宅の高齢者（要介護4以上又は同程度）の介護者が介護用品を購入する際に、購入費用の一部助成を実施しています。

【支給要件】

- ・介護者及び要介護者ともに市民税非課税世帯であること。
- ・介護保険料の未納がないこと。

【助成金額】

- ・1人当たり月額 4,000 円（助成券）

【対象品目】

- ・紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート

- 助成を必要とされる方がこの制度を活用できるように、ケアマネジャーなど関係機関への協力依頼など周知方法の検討が必要です。

今後の展開

- 利用者家族や介護や医療機関への周知方法を改めて検討していきます。
- 介護者の介護用品購入に係る負担軽減を図るため、今後も継続して実施します。

◆高齢者介護用品購入費助成事業 実績／目標値

(単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	42	35	25	26	27	28

2 災害時・緊急時における支援体制の確保

高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下や要介護状態のため、災害が発生した際、避難が困難である場合があります。そのため、災害時の避難体制の強化が求められています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加を踏まえ、緊急時に支援が必要な高齢者が安心して日常生活を送るための支援が求められています。

(1) 災害時避難行動要支援者避難支援プラン

現状と課題

- 災害時におけるひとり暮らし高齢者等の避難を支援するため、災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定しています。災害時避難行動要支援者避難支援プランへの登録勧奨や支援者の選定に当たっては、民生委員や自主防災組織等の協力を得て、地域住民による「共助」を基本とした避難支援体制を推進しています。
- 支援を必要とする登録者に支援者がなかなか見つからない状況も見受けられます。

◆災害時避難行動要支援者避難支援プラン登録者数（令和4年度）（単位：人）

	対象者数	うち登録者数	登録率
ひとり暮らし高齢者	3,759	1,726	38.6%
要介護3以上	1,103	149	
小 計	4,862	1,875	
障がい者	993	376	37.9%
合 計	5,855	2,251	38.4%

今後の展開

- 地域コミュニティや自主防災組織が行う防災訓練などを通じて制度の周知を図り、災害に対する認識や知識の啓発及び災害時避難行動要支援者避難支援プランの登録率の向上に努めます。
- 引き続き災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域と一体となった支援体制の構築を目指していきます。
- 令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、登録者ごとの「個別避難計画」（避難時や避難経路を含む）の整備に向けた準備を進めます。

(2) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

現状と課題

- ひとり暮らしの高齢者、病弱な高齢者のみの世帯及び日中独居の高齢者等に対して、急病、事故等の緊急時に即時対応するため、簡便な連絡手段により、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部に直通できる緊急通報装置を貸与しています。
- NTT 回線を利用し、NTT 製の専用機を設置してのシステム利用であることから、利用者が限られています。

今後の展開

- 高齢化の進行により、今後も緊急通報システム設置の需要は増加することが見込まれるため、現行のシステムの検証も含めて、安全・安心なシステムのあり方について、検討していきます。

◆ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 実績／目標値 (単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
利用者数	335	296	287	290	295	300

(3) 救急医療情報安心キット配付事業

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者等の安全と安心を確保するため、持病その他救急時に必要な情報を、あらかじめ自宅に保管しておくための救急医療情報安心キットを配付しています。

今後の展開

- 救急時に有効活用が期待できるため継続して実施します。

◆救急医療情報安心キット配付事業 実績／目標値 (単位：実人数／年)

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
配布数	946	926	950	980	1,000	1,050

※年度末の利用者数

(4) 感染症対策に係る備えの検討

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症は、重症化率及び感染動向、新たな変異株の発生など、状況を変化させながら、流行を繰り返しています。

特に高齢者の方は、基礎疾患を有する方が多く、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する可能性が高い一方で、自粛生活をするのが、外出や運動、人との交流、社会参加の機会の減少につながり、「閉じこもり」「不活発」や「孤立」状態となる恐れがあり、その結果として、身体機能・認知機能が低下してしまうリスクが高まるなど、別の影響も懸念されます。

また、認知症の方は「手洗い・うがい」や「適切な場面でのマスクの着用」といった一般的な感染予防対策を実施することが困難なケースがあるなど、特有の課題も残っています。

なお、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行しましたが、移行後も、健康に影響を及ぼす新たな感染症の発生やエムボックスウイルス（サル痘）など、既存感染症の流行拡大といった脅威は続いており、新型コロナウイルス感染症で培った経験や課題を教訓に、感染症に対する更なる対応力を強化していく必要性が高まっています。

今後の展開

- 本計画では、感染症への感染予防対策に留意した上で、新たな取り組み方を模索し、高齢者の方の社会参加や人との交流が途切れることなく、安心して地域で生活を送れるよう施策を推進します。

また、将来的な新興感染症等に備えた感染対策にあたっては、新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえつつ、平時から高齢者の感染対策や高齢者施設等と連携し、感染症発生時の体制構築等に努めます。更に感染症発生時も含めた県や保健所等と連携した支援体制も併せて整備していきます。

基本目標 5 介護保険制度の安定した運営を推進するまち

1 介護保険制度の概要

介護保険制度は、支援や介護を必要とする状態となった方へ保険給付によるサービスを提供するとともに、地域支援事業により、高齢者の介護予防を促し、また、総合相談支援や地域の実情に応じたサービスを実施・提供することで、高齢者の地域における自立した日常生活を支える制度です。

平均寿命が延びる中、加齢に伴って要介護状態となるリスクは誰もが抱えるものであり、自らの介護リスクに対する保険として、40 歳以上の方が介護保険制度に加入し、介護保険料を負担しています。

高齢者の尊厳ある自立した日常生活を支えていくためには、幅広い保険給付サービスと地域支援事業により、様々な支援を提供する介護保険制度を適正かつ安定的に運営することが不可欠であり、また、こうしたサービスの提供に伴う介護保険料を決定するためには、本計画において適正なサービス量を見込む必要があります。

（１）制度のしくみ

介護保険制度は、本市が保険者となり制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40 歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部（1 割～3 割）を負担し、介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

（２）申請から認定まで

被保険者は、介護保険サービスを利用するために本市へ申請し、介護認定調査を受け、その結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会において審査を受け、介護が必要な状態であることの認定を受ける必要があります。

（３）認定から介護保険サービスの利用まで

介護の認定結果の通知を受けたあと、その認定結果をもとに、居宅介護支援事業所（要支援の場合は地域包括支援センター）に依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況に応じたケアプラン〔居宅（介護予防）サービス計画〕を作成します。この計画に基づき、介護保険サービス事業者と契約を結び、介護保険サービスの提供を受けます。

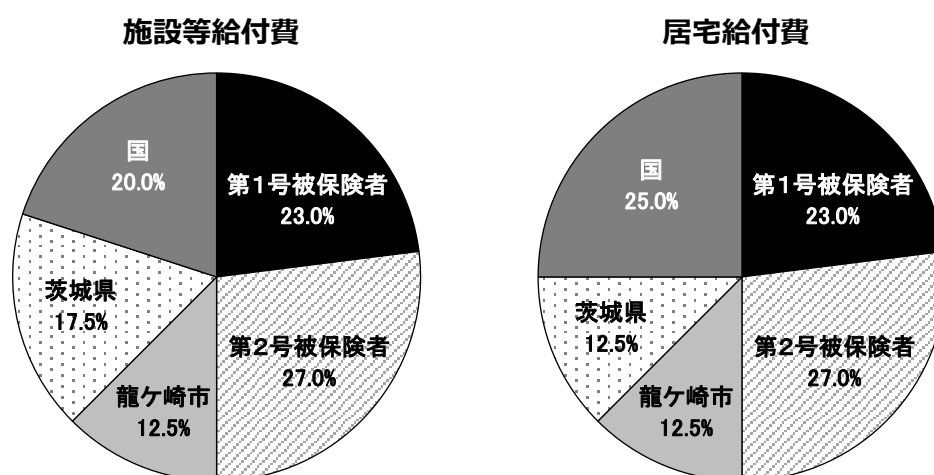
（４）介護保険制度の財源構成

介護保険の給付に必要な費用は、40 歳以上の人々が納める保険料（50％）と、国・都道府県・市町村の公費（50％）でまかなわれています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定します。第9期の計画期間における介護保険標準給付費及び地域支援事業費に対する負担割合は、第1号被保険者が23％、第2号被保険者が27％となっています。

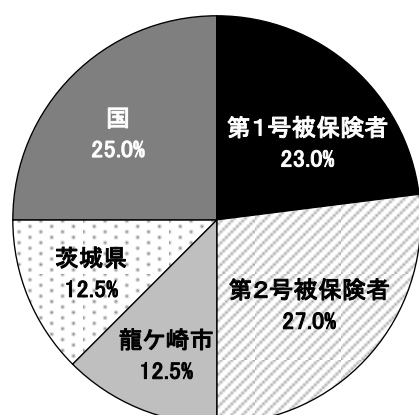
したがって、第9期においては今後3年間の保険給付総額の23％をまかなうよう、第1号被保険者の保険料水準を定めることになります。

<介護給付費の負担区分>

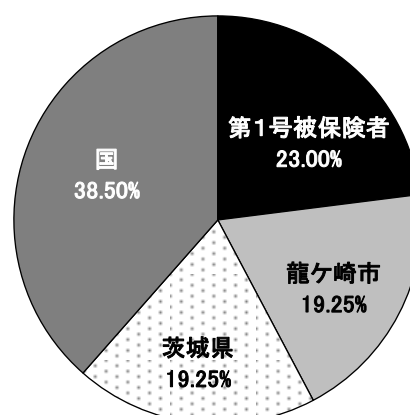


<地域支援事業費の負担区分>

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



※包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はありません。

2 介護保険事業費の推計手順

介護保険事業計画では、国の基本指針に即して3年ごとにサービスの利用意向を把握し、要介護等認定者数やサービス利用者数の推計を行い、介護給付・予防給付費の見込みや地域支援事業に要する費用の見込み等を勘案して、第1号被保険者（65歳以上）保険料を算出しています。

①各年度の高齢者人口と40～64歳人口を推計

②各年度の高齢者人口と40～64歳人口から要支援・要介護認定者数を推計

③要支援・要介護認定者の中からサービス利用者数を推計

④標準的居宅（介護予防）サービス利用者数を推計★1

⑤施設・居住系サービス利用者数を推計

⑥各サービス利用量を推計

★1 標準的居宅（介護予防）サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⑦サービスの総費用を算出

⑧その他の保険給付費等の算出 ★2

⑨介護給付費を算出

★2 その他の保険給付費（予防含む）

住宅改修、福祉用具購入、居宅介護支援、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

⑩標準給付見込額の算出と地域支援事業費を算出

⑪保険料算定に影響を与える要素を反映 ★3

⑫保険給付費に影響を与える要素を反映 ★4

⑬第1号被保険者保険料額の算出

★3 保険料算定に影響を与える要素

○第1・2号別保険料の負担割合の変更
（第1号：23%、第2号：27%）

○調整交付金算定に係る諸係数

○第1号被保険者保険料収納率

○第8期介護保険事業計画運営期間中（令和3年度～令和5年度）における介護保険の収支状況など

★4 保険給付費に影響を与える要素

○介護報酬改定

○介護保険法等の一部改正

3 介護サービスの安定供給

介護保険制度は創設以来、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大し、老後の安心を支える仕組みとして定着しています。

今後も、介護が必要な方の尊厳が保持され、要介護状態となった場合も住み慣れた地域や住まいにおいて、本人の選択に基づき、適切なサービスを多様な事業者・施設から効率的に提供され、安心して暮らし続けていくことができるよう、安定的なサービス供給量の確保を図る必要があります。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

現状と課題

- ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴や排せつなどの身体介護、掃除や買い物などの生活援助を行います。
- 在宅での生活を維持していくための重要なサービスのひとつであり、需要は高い状況にあります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	16	42

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	336	365	383

今後の展開

- 利用者ニーズに対応できるサービス供給量の確保と、サービスの質の向上に努めます。

◆訪問介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	140	147	150
要介護2	115	120	124
要介護3	81	88	93
要介護4	50	52	55
要介護5	22	23	26
合 計	408	430	448

②訪問入浴介護

現状と課題

- 移動入浴車などで居宅を訪問し、身体の清潔保持と心身機能の維持などを目的として、入浴の介助を行います。
- サービス供給量は概ね確保されている状況にあります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	0	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	39	44	45

今後の展開

- 本市に事業所はありませんが、見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後も利用者のニーズに対応したサービス供給量の確保に努めます。

◆訪問入浴介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	2	2	2
要介護2	8	7	8
要介護3	6	7	7
要介護4	14	16	18
要介護5	19	21	23
合 計	49	53	58

③訪問看護

現状と課題

- 看護師が居宅を訪問し、要介護認定者の健康管理や病気などに応じた看護を行います。
- サービス提供主体は医療機関・訪問看護事業所などとなっております。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	4	21

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	191	202	212

今後の展開

- 健康管理や療養が必要な要介護認定者の在宅生活を支えていくためにも、必要なサービス供給量の確保に努めます。

◆訪問看護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	61	63	65
要介護2	57	58	59
要介護3	38	40	42
要介護4	36	38	40
要介護5	33	35	39
合 計	225	234	245

④訪問リハビリテーション

現状と課題

- 理学療法士・作業療法士などが居宅を訪問して、心身機能の維持回復などを目的としたリハビリテーションを行います。
- サービス提供主体は医療機関などとなっています。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	2	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	39	44	49

今後の展開

- リハビリに効果のある福祉用具貸与や住宅改修などのその他サービスと連携しつつ、要介護認定者の在宅生活を支えていくためにも、必要なサービス供給量の確保に努めます。

◆訪問リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	20	20	21
要介護2	14	14	15
要介護3	7	7	8
要介護4	11	12	13
要介護5	4	4	4
合 計	56	57	61

⑤居宅療養管理指導

現状と課題

- 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが居宅を訪問して、心身の状況把握や療養上の健康管理を行います。
- サービス提供主体は、医療機関・薬局などとなっています。

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	321	343	361

今後の展開

- 要介護認定者の重度化により医療的支援が必要な在宅の介護サービス利用者の増加が見込まれることから、医療・介護の連携したサービスの充実に向けて必要な供給量の確保に努めます。

◆居宅療養管理指導見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	83	90	98
要介護2	78	80	82
要介護3	82	83	85
要介護4	73	78	82
要介護5	56	60	63
合 計	372	391	410

⑥通所介護（デイサービス）

現状と課題

- デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行うサービスです。
- サービス供給量は概ね確保されている状況にあります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	16	48

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	525	539	558

今後の展開

- 多くの事業者が参入していることから、見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。定員が18名以下の事業所は地域密着型サービスに移行しましたが、**今後もサービスの質の向上と利用者ニーズに対応できるサービス供給量の確保に努めます。**

◆通所介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	200	205	211
要介護2	181	185	188
要介護3	107	109	112
要介護4	65	66	70
要介護5	28	29	30
合 計	581	594	611

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

現状と課題

- 介護老人保健施設や病院・診療所で、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・回復などを目的としたリハビリテーションを行うサービスです。
- サービス提供主体は医療機関・訪問看護事業所などとなっています。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	4	15

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	318	333	347

今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後もサービスの質の向上と利用者ニーズに対応できるサービス供給量の確保に努めます。

◆通所リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	130	133	137
要介護2	120	122	126
要介護3	64	66	68
要介護4	42	43	47
要介護5	20	20	20
合 計	376	384	398

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

現状と課題

- 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。
- 本市には 7 事業所があり、近隣他市の事業所利用状況も勘案すると、サービス供給量は概ね確保されている状況にあると考えられます。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	7	18

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	163	178	193

今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にありますが、年間を通じて安定的に確保できるよう努めます。

◆短期入所生活介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	26	27	28
要介護2	55	57	58
要介護3	58	63	67
要介護4	50	56	61
要介護5	23	25	27
合 計	212	228	241

⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

現状と課題

- 介護老人保健施設などに短期間入所して、看護・医学的管理の下、食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。
- 本市には3事業所があり、サービス供給量は概ね確保されている状況にあります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	1

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	21	24	28

今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にありますが、年間を通じて安定的に確保できるよう努めます。

◆短期入所療養介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	3	3	3
要介護2	5	5	5
要介護3	7	8	9
要介護4	9	9	9
要介護5	6	6	6
合 計	30	31	32

⑩特定施設入居者生活介護

現状と課題

- 有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等に入居し生活しながら、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事等の介護サービスや心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練などを行います。
- 今後、高齢者の居住の安定確保に関する法律などに基づき高齢者の住宅確保策が推進される中、サービス供給量も増加することが見込まれます。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	3	3	4
利用定員	125	125	200

※利用定員は介護予防特定施設入居者生活介護分を含む。

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	86	94	103

今後の展開

- サービス付き高齢者向け住宅等で、より充実したサービス環境を整えてこの事業所としての指定を受けている所もあり、地域包括ケアシステムにおける今後の高齢者の居住場所の選択肢の一つとしても期待されるサービスです。

特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図ることも含め、第8期計画で1施設75人分の新規整備を行ったことから、サービス提供量と必要量のバランスに配慮し、当面はその効果を見守ることとします。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	4	4	4
利用定員	200	200	200

※利用定員は介護予防特定施設入居者生活介護分を含む。

◆特定施設入居者生活介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要介護 1	31	33	34
要介護 2	22	23	24
要介護 3	23	25	25
要介護 4	25	26	27
要介護 5	8	9	9
合 計	109	116	119

⑪福祉用具貸与

現状と課題

- 要介護者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、心身の状況や生活機能向上に必要な車いすや介護用ベッドなどを貸与するサービスです。

※要介護 1 認定者は、車いすや介護用ベッドなど一部対象品目が原則として利用できず、身体上、特に理由がある場合に限られています。

◆基盤整備状況（令和 5 年 10 月 1 日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	42

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1 ～ 5	816	896	953

今後の展開

- 今後も要介護者の自立支援を図る上で、状態に即した福祉用具の利用ができるよう情報提供に努めます。

福祉用具貸与においては、適正な給付のために、貸与価格の上限の設定、福祉用具専門相談員による商品ごとの全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が義務付けられております。（平成 30 年 10 月から）

本市においても、これらを通じてより適正なサービス提供に努めていきます。

◆福祉用具貸与見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要介護 1	260	270	280
要介護 2	328	340	353
要介護 3	176	190	202
要介護 4	146	165	178
要介護 5	77	90	97
合 計	987	1,055	1,110

⑫ 特定福祉用具購入

現状と課題

- 福祉用具の中で、貸与に適さない入浴や排せつなどの用具（ポータブルトイレなど）を購入したとき、その購入費（支給限度基準額 10 万円）の 9 割、8 割又は 7 割を介護保険から支給するサービスです。

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1 ～ 5	19	20	20

今後の展開

- 今後も要介護者の自立支援を図る上で、状態に即した福祉用具の利用ができるよう情報提供に努めます。

◆特定福祉用具購入見込み

（単位：人／月）

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要介護 1 ～ 5	23	23	24

⑬住宅改修

現状と課題

- 要介護者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、手すりの取り付けや段差解消などの改修を行ったとき、その改修費（支給限度基準額 20 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです。
- サービス利用に当たっては、「事前申請」が必要になり、心身の状況や住宅の状況を考慮した適切な改修が行われています。

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1 ～ 5	10	13	14

今後の展開

- 今後も利用者の自立支援や生活の質の向上などに向けた支援に努めます。

◆住宅改修見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要介護 1 ～ 5	15	15	16

⑭居宅介護支援

現状と課題

- ケアマネジャー（介護支援専門員）は要介護者が居宅において、心身の状況に応じて適切なサービスが提供されるよう、利用者及び家族の希望等を勘案して介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいた介護サービスが提供できるよう、サービス事業者との連絡調整を図るなどの支援を行います。
- 平成30年度から居宅介護支援事業所の指定・監督権限が県から市町村に移管されたことから、市としても保険者機能を一層発揮できるよう努めております。
- 全国的にケアマネジャーの不足は深刻化しており、当市においてもケアマネジャーが不足している状態です。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	15	84

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	1,281	1,359	1,427

今後の展開

- 今後も利用者に適切なサービスが提供されるよう、介護支援専門員連絡協議会などとも連携を図りつつ、ケアマネジャーの人材の確保及び資質の向上の支援に努めます。

◆居宅介護支援見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	567	586	592
要介護2	458	475	493
要介護3	254	278	298
要介護4	180	190	200
要介護5	90	103	112
合 計	1,549	1,632	1,695

4 介護予防サービスの安定供給

介護予防サービスは、心身の状態悪化を防ぎ、生活機能の維持・向上や利用者本人の「できることを増やしていく」といった観点からサービス提供が行われています。

要支援の方が、住み慣れた地域や住まいにおいて生活の継続を図っていく上で、介護予防はより一層重要性が増すものと考えられます。

効果的かつ適正なサービスの利用が行われるようサービス事業者に対して促すとともに、サービスの質の向上・確保に取り組んでいきます。

(1) 介護予防サービス

① 介護予防訪問入浴介護

現状と課題

- 移動入浴車などで居宅を訪問し、身体の清潔保持と心身機能の維持などを目的として、入浴における支援を行います。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	0	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
要支援1・2	0	0	0

今後の展開

- サービス利用は現在ないものの、今後もニーズの推移を見守りつつ必要なサービス提供体制の整備に努めます。

◆介護予防訪問入浴介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	1	1	1
合 計	1	1	1

②介護予防訪問看護

現状と課題

- 看護師が居宅を訪問し、要支援認定者の健康管理や病気などに応じた看護を行います。
- サービス提供主体は医療機関・訪問看護事業所などとなっております。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	4	21

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	26	25	27

今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にありますが、利用者の在宅生活支援や要介護状態への移行抑制を図るため、今後も必要な支援が適正に提供されるよう、サービスの質と供給量の確保に努めます。

◆介護予防訪問看護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	10	10	10
要支援2	14	15	15
合 計	24	25	25

③介護予防訪問リハビリテーション

現状と課題

- 理学療法士・作業療法士などが居宅を訪問して、心身機能の維持及び向上などを目的としたリハビリテーションを行います。
- サービス提供主体は主に医療機関などとなっています。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	2	6

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	13	9	7

今後の展開

- 介護予防の観点から、リハビリテーションは心身機能の向上を図る上で効果のあるサービスであることから、今後も、リハビリ専門職の配置及び確保を促進するとともに、必要な支援が適正に提供されるよう、サービスの質と供給量の確保に努めます。

◆介護予防訪問リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	3	3	3
要支援2	4	4	4
合 計	7	7	7

④介護予防居宅療養管理指導

現状と課題

- 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが居宅を訪問して、心身の状況把握や療養上の健康管理を行います。
- サービス提供主体は、医療機関・薬局などとなっております。

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	18	19	22

今後の展開

- 療養指導や口腔衛生、栄養指導などにより、療養生活において介護予防が効果的に図られるよう、サービス供給量の確保と周知・啓発に努めます。

◆介護予防居宅療養管理指導見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	12	13	13
要支援2	10	11	11
合 計	22	24	24

⑤介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

現状と課題

- 介護老人保健施設などで、介護予防を目的とした心身機能の維持及び向上のためのリハビリテーションを行うサービスです。
- 本市には3事業所があり、近隣他市の事業所利用状況も勘案すると、サービス供給量は概ね確保されている状況にあると考えられます。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	15

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	75	63	54

今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後もサービスの質の向上と供給量の確保に努めます。

◆介護予防通所リハビリテーション見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	12	13	13
要支援2	43	45	47
合 計	55	58	60

⑥介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

現状と課題

- 介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事や入浴などの介護予防サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	7	18

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	3	3	2

今後の展開

- 見込み量に対するサービス供給量は概ね確保できる状況にあります。今後もサービスの質の向上と供給量の確保に努めます。

◆介護予防短期入所生活介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	2	2	2
合 計	2	2	2

⑦介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

現状と課題

- 介護老人保健施設等に短期間入所して、看護・医学的管理の下、食事や入浴などの介護予防サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行うとともに、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	1

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	0	0	0

今後の展開

- サービス利用は現在ないものの、今後もニーズの推移を見守りつつ必要なサービス提供体制の整備に努めます。

◆介護予防短期入所療養介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	1	1	1
合 計	1	1	1

⑧介護予防特定施設入居者生活介護

現状と課題

- 有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等に入居し生活しながら、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事等の介護予防サービスや心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行います。
- 今後、高齢者の居住の安定確保に関する法律などに基づき高齢者の住宅確保策が推進される中、サービス供給量も増加することが見込まれます。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	3	3	4
利用定員	125	125	200

※利用定員は特定施設入居者生活介護分を含む。

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	16	14	13

今後の展開

- 地域包括ケアシステムにおける今後の高齢者の居住場所の選択肢の一つとしても期待されるサービスです。

要介護者向けの「特定施設入居者生活介護」と共に、サービス提供量と必要量のバランスに配慮し、当面はその効果を見守ることとします。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	4	4	4
利用定員	200	200	200

※利用定員は特定施設入居者生活介護分を含む。

◆介護予防特定施設入居者生活介護見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	7	7	8
要支援2	6	6	7
合 計	13	13	15

⑨介護予防福祉用具貸与

現状と課題

- 要支援者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、心身の状況や生活機能向上に必要な福祉用具を貸与するサービスです。

※車いすや介護用ベッドなど一部対象品目は、原則として利用できず、身体上、特に理由がある場合に限られています。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数	3	42

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	152	154	142

今後の展開

- 今後も利用者の状態に即した福祉用具の貸与ができるよう情報提供に努めます。

福祉用具貸与においては、適正な給付のために、貸与価格の上限の設定、福祉用具専門相談員による商品ごとの全国平均貸与価格の説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が義務付けられております。（平成30年10月から）

本市においても、これらを通じてより適正なサービス提供に努めていきます。

◆介護予防福祉用具貸与見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	34	35	36
要支援2	112	117	122
合 計	146	152	158

⑩介護予防特定福祉用具購入

現状と課題

- 要支援者の居宅における日常生活の自立支援や介護予防を目的とした福祉用具を購入したとき、その購入費（支給限度基準額 10 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです（対象品目は「特定福祉用具購入」と同じ）。

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要支援 1・2	3	3	2

今後の展開

- 今後も利用者の状態に即した福祉用具が購入できるよう情報提供に努めます。

◆介護予防特定福祉用具購入見込み

（単位：人／月）

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援 1・2	3	3	3

⑪介護予防住宅改修

現状と課題

- 要支援者の居宅における日常生活の自立支援や介護予防を目的とした改修を行ったとき、その改修費（支給限度基準額 20 万円）の9割、8割又は7割を介護保険から支給するサービスです。
- サービス利用に当たっては、「事前申請」が必要になり、心身の状況や住宅の状況を考慮した適切な改修が行われています。

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要支援 1・2	6	6	6

今後の展開

- 今後も利用者の自立支援や生活の質の向上などに向けた支援に努めます。

◆介護予防住宅改修見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援 1・2	6	6	6

⑫介護予防支援

現状と課題

- 要支援者が居宅において、適切な介護予防サービスが提供されるよう、利用者及び家族の希望などを勘案して、地域包括支援センターにおいて介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいた介護予防サービスが提供できるよう、サービス事業者との連絡調整を図るなどの支援を行います。

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要支援 1・2	214	206	196

今後の展開

- 介護予防の効果を最大限に発揮し、生活機能改善などの実現に向けたサービスが適切に提供されるよう、利用者の主体的な取組への支援とサービス供給量の確保に努めます。

◆介護予防支援見込み

（単位：人／月）

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援 1	50	51	53
要支援 2	151	158	164
合 計	201	209	217

5 地域密着型サービスの基盤整備と安定供給

地域密着型サービスとは、介護等を必要とする状態となっても、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

具体的には、地域の特性を活かし、その地域に添ったサービスを提供するために、市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されており、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

地域密着型サービスは、本市が事業者の指定及び指導・監督を行っていることから、サービスの適正な運営を確保するため、龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会を設置しています。

運営協議会では、市独自の介護報酬の設定や事業者の指定、事業者の質の確保や運営に関する評価などについても協議します。

(1) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

現状と課題

- 地域包括ケアの実現に向けて、従来の訪問介護や訪問看護などのサービスに加えて、24 時間体制で「いつでも」「必要なときに」「必要なサービスを」「介護と医療が連携して」柔軟に提供するサービスです。
- 平成 30 年度から事業所の公募を継続して行ってきましたが、応募がありませんでした。

今後の展開

- 令和 5 年 10 月現在、市内に事業所はありません。このサービスに対するニーズをみながら今後の整備を検討していきます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設数	0	0	1

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要介護 1	0	0	0
要介護 2	0	0	0
要介護 3	0	0	0
要介護 4	0	0	1
要介護 5	0	0	2
合 計	0	0	3

②看護小規模多機能型居宅介護

現状と課題

- 「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ、要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するサービスです。
- 市内では、平成 27 年度に「看護小規模多機能型居宅介護」事業所 1 か所が整備されましたが、その後廃止され、現在は事業所がない状態であり、平成 30 年度から事業所の公募を継続して行ってきましたが、応募がありませんでした。

今後の展開

- 令和 5 年 10 月現在、市内に事業所はありません。このサービスに対するニーズをみながら今後の整備を検討していきます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設数	0	0	1

◆看護小規模多機能型居宅介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要介護 1	0	0	0
要介護 2	0	0	0
要介護 3	0	0	0
要介護 4	0	0	1
要介護 5	0	0	2
合 計	0	0	3

③夜間対応型訪問介護

現状と課題

- 要介護者に対して、夜間に定期的な巡回又は通報によりヘルパーが居宅を訪問して入浴や排せつ、食事など日常生活のお世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助を行うサービスです。

今後の展開

- 令和5年10月現在、市内に事業所はありません。このサービスに対するニーズをみながら今後の整備を検討していきます。

④認知症対応型（介護予防認知症対応型）通所介護

現状と課題

- 認知症の症状がある要介護者などを対象として、デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの介護サービスや心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行うサービスです。
- 令和2年度に「認知症対応型通所介護」事業所が1か所開設されましたが、令和5年10月現在休止中となっております。

今後の展開

- 令和5年10月現在、市内に事業所はありませんが、通所介護・地域密着型通所介護のニーズも包括対応できるとの考えのもと、今後の整備を検討していきます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	0	0	1

◆認知症対応型通所介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	2
要介護2	0	0	3
要介護3	0	0	3
要介護4	0	0	2
要介護5	0	0	2
合 計	0	0	12

⑤小規模多機能型（介護予防小規模多機能型）居宅介護

現状と課題

- 事業所に登録された要介護者などを対象として、通いを中心としながら心身の状況・希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせる食事や入浴などの援助や機能訓練などを行い、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 平成30年度に「小規模多機能型居宅介護」事業所が1か所開設されました。

◆小規模多機能型居宅介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	25	25	26

◆介護予防小規模多機能型居宅介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要支援1・2	1	0	0

今後の展開

- 「訪問」「通い」「宿泊」の3つが組み合わされたサービスであり、24時間の在宅サービスを支援するものとしてその役割が期待されていることから、利用者のニーズに対応したサービスの提供体制の確保に努めます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1

◆小規模多機能型居宅介護実績見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	1	1	1
要介護2	11	11	11
要介護3	9	9	9
要介護4	7	7	7
要介護5	0	0	0
合 計	28	28	28

◆介護予防小規模多機能型居宅介護実績見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援 1	0	0	0
要支援 2	1	1	1
合 計	1	1	1

⑥認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護（グループホーム）

現状と課題

- 認知症の症状がある要介護者などを対象として、共同生活住居で食事や入浴などの日常生活の援助や機能訓練などを行うサービスです。
- 令和5年 10 月現在、市内に6施設がサービスを提供しています。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数	6	6	6

◆必要利用定員

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
東部地域	36	36	36
西部地域	18	18	18
南部地域	36	36	36
北部地域	18	18	18
合 計	108	108	108

◆認知症対応型共同生活介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要介護 1 ～ 5	100	99	103

◆介護予防認知症対応型共同生活介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
要支援 1 ・ 2	1	0	0

今後の展開

- 現在は6施設が運営されており、第9期計画では既存施設の利用状況やこのサービスのニーズに注視し、第10期計画以降の整備を検討していきます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	6	6	6

◆必要利用定員見込み

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
東部地域	36	36	36
西部地域	18	18	18
南部地域	36	36	36
北部地域	18	18	18
合 計	108	108	108

◆認知症対応型共同生活介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	20	20	19
要介護2	16	17	17
要介護3	30	30	30
要介護4	19	19	21
要介護5	19	20	20
合 計	104	106	107

◆介護予防認知症対応型共同生活介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	0	0	0
要支援2	1	1	1
合 計	1	1	1

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

現状と課題

- 要介護者を対象として、定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などで食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行う介護専用型特定施設です。
- 令和5年10月現在、本市の特定施設は0か所になっています。

今後の展開

- 定員 30 人以上の特定施設入居者生活介護等での対応が可能であるため、地域密着型特定施設については、計画期間中の基盤整備は実施しないものとします。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

現状と課題

- 要介護者を対象として、定員 29 人以下の特別養護老人ホームで食事や入浴などの介護サービス、心身機能の維持及び向上を目的とした機能訓練などを行います。
- 本市では、これまで広域型の介護老人福祉施設の整備を進めてきましたが、市内の既存の施設においては市外からの入所者の割合が少なくないことから、第8期計画では、入所待機者の解消を図るため、本市の被保険者に限定したサービス基盤の整備として、1か所（定員29人以下）の整備を図りました。
- 令和5年10月現在、本市の当該施設は1か所となっています。

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	0	0	25

今後の展開

- 広域型の介護老人福祉施設を含めた待機者の状況や、既存施設の利用状況など、このサービスのニーズを見守りながら、第10期計画以降の整備を検討していきます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	9	9	9
要介護4	10	10	10
要介護5	10	10	10
合 計	29	29	29

⑨地域密着型通所介護

現状と課題

- 定員18名以下の通所介護事業所については、地域との連携や運営の透明性を確保するため、指導・監督権限が県から市に移管され、平成28年4月から市が指定する地域密着型サービスに移行しました。
- 第8期計画中の令和5年10月までに新たに3事業所が開設し、現在は市内で10事業所がサービスを提供しています。

◆地域密着型通所介護利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
要介護1～5	98	150	213

今後の展開

- 利用者が多いサービスであるため、サービスの必要量の確保と内容の充実及び質の向上を図ります。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	11	11	12

◆地域密着型通所介護見込み

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	135	139	150
要介護2	52	54	56
要介護3	35	37	38
要介護4	16	18	19
要介護5	0	0	0
合 計	238	248	263

6 施設サービスの整備

高齢者が介護を必要とする状態となったとき、住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援体制を確保していくとともに、要介護状態がより重度化して居宅における生活が困難となっても、介護を受けながら安心して生活を送ることができるよう、施設サービスの適正な基盤整備を併せて進めていく必要があります。

今後も施設サービスのニーズや待機者の状況把握と適切な必要量の確保に努めます。

(1) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

現状と課題

- 常に介護が必要で、自宅での生活や介護が困難な要介護者を対象として、施設において食事や入浴などの介護サービス、機能訓練や健康管理などを行います。

令和2年10月現在、本市には5施設（入所定員合計415人）があります。

- 市外からの入所者も増加し、入所待機者が多い状況にあることから、待機者の解消を図るため第8期計画に入所定員415人から445人と、30人分の定員の増員整備を行いました。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	5	5	5
利用定員	415	415	445

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	408	415	418

今後の展開

- サービスの利用ニーズが高い施設で、令和5年4月1日現在での本市の待機者数は80人（複数の施設への重複申込分を除いた要介護3以上の待機者実数）という状況です。

施設整備に当たっては、第8期計画までに、地域密着型介護老人福祉施設を含め一定量の整備を行ってきたことから、第9期計画においては新たな整備は盛り込まず、これまでの整備の効果を検証する期間とします。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	5	5	5
利用定員	445	445	445

※地域密着型介護老人福祉施設分は含まれておりません。

◆介護老人福祉施設見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	2	1	1
要介護3	122	125	128
要介護4	162	163	166
要介護5	139	142	145
合 計	425	431	440

※各年度10月1日現在の推計値

②介護老人保健施設

現状と課題

- 病状が安定して、機能訓練（リハビリなど）が必要とされる要介護者を対象として、在宅復帰を目指して看護や医学的管理下の介護などを行います。令和5年10月現在、本市には3施設（入所定員合計 **280人**）があります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	3	3	3
利用定員	280	280	280

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	231	227	231

今後の展開

- 入所待ちの方は介護老人福祉施設ほどではありませんが、在宅介護への流れの中、施設の持つ機能の重要性は高まっていくものと予測されます。
そのような状況のもと、第6期計画で1施設 **80人分**の新規整備を行ったことから、サービス提供量と必要量のバランスに配慮しながら、当面はその効果を見守ることとします。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	3	3	3
利用定員	280	280	280

◆介護老人保健施設見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	19	21	23
要介護2	45	47	48
要介護3	63	63	64
要介護4	75	77	79
要介護5	37	40	40
合 計	239	248	254

※各年度10月1日現在の推計値

③介護医療院

現状と課題

- 病状が安定期にある長期療養を必要とする要介護者を対象として、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療を行います。

令和5年10月現在、本市には平成30年8月に「介護療養型医療施設」から転換を行った1施設（入所定員60人）があります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1	1	1
利用定員	60	60	60

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	実績見込
利用者数	22	22	26

今後の展開

- 利用者の状態に即した医療や介護サービスなどが切れ目なく提供できるよう、事業者と連携を図りながら、適切なサービス提供ができる体制の確保に努めます。

◆基盤整備見込み

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	1	1	1
利用定員	60	60	60

◆介護医療院見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	2	2	2
要介護4	9	10	10
要介護5	15	14	14
合 計	26	26	26

※各年度10月1日現在の推計値

7 介護予防・日常生活支援総合事業の安定供給

介護保険制度の改正により、本市では平成 29 年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、これまで介護保険で行っていた要支援 1・2 の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が市の事業として、訪問型サービス及び通所型サービスに再編され、市の実情に応じた形で実施することとなりました。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いて要支援者に相当する状態と判断された方）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業

（１）訪問型サービス

現状と課題

- 第 1 号訪問型サービスは従前の介護予防訪問介護と同様のサービス（訪問介護員による「身体介護」及び「生活援助」）を提供します。
- 基準緩和型訪問サービス（訪問型サービス A）は、生活支援員による「自立支援のための見守りの援助」及び「生活援助」を提供し、体に触れる身体介護は実施しない利用者の補助的行為を提供します。
- 現状ではサービス供給量は概ね確保されている状況にありますが、今後、対象者のニーズの動向により需要が増大する可能性があります。

◆基盤整備状況（令和 5 年 10 月 1 日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数 （独自）	9	5
事業所数 （訪問型サービス A（基準緩和））	4	0

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分		令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 実績見込
国 基 準	要支援 1・2	60	54	54
	事業対象者	2	1	2
緩 和 型	要支援 1・2	27	32	35
	事業対象者	7	8	9
合 計		89	85	100

今後の展開

- サービスが必要な方に適切に提供されるよう供給体制の確保に努めます。特に訪問型サービスAについては、担い手育成としての「生活支援サポーター養成」及びその受入先としてのサービス提供事業所の指定拡大に努めます。

◆訪問型サービス（国基準型）見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援 1・2	55	55	55
事業対象者	2	3	3
合 計	57	58	58

◆訪問型サービス（基準緩和型）見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
要支援 1・2	36	37	38
事業対象者	10	11	12
合 計	46	48	50

(2) 通所型サービス

現状と課題

- 第1号通所型サービスは、従前の介護予防通所介護と同様のサービスで生活機能向上のための機能訓練等を行います。
- 基準緩和型通所サービス（通所型サービスA）は、介護職員等の人員要件及び設備要件等を緩和し、運動、機能訓練、レクリエーション等、内容を特化したミニデイサービスも含めたサービスを提供します。
- 現状ではサービス供給量は概ね確保されている状況にありますが、今後、対象者のニーズの動向により需要が増大する可能性があります。

◆基盤整備状況（令和5年10月1日現在）

区 分	市 内	市 外
事業所数 （独自）	20	15
事業所数 （通所型サービスA（基準緩和））	7	0

※「市外」は本市をサービス提供地域としている事業所

◆利用実績

（単位：人／月）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	実績見込
国 基 準	要支援1・2	111	125	125
	事業対象者	24	26	26
緩 和 型	要支援1・2	10	9	9
	事業対象者	14	10	10
合 計		159	170	170

今後の展開

- サービスが必要な方に適切に提供されるよう供給体制の確保に努めます。
- 緩和した基準によるA型について、「通所型サービス」では、利用者の自立支援を目指した事業所ごとの特徴を生かした個別化・多様化が見える化していきます。併せて受入事業所の拡大も検討します。

◆通所型サービス（国基準型）見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	126	127	128
事業対象者	27	28	29
合 計	153	155	157

◆通所型サービス（基準緩和型）見込み

（単位：人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1・2	10	11	12
事業対象者	10	11	12
合 計	20	22	24

(3) 介護予防ケアマネジメント

現状と課題

- 要支援 1・2 と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれが高い人が自立して生活できるよう、総合事業の訪問型及び通所型サービス等のほか、一般介護予防事業など、要支援者及び事業対象者の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

◆利用実績

(単位：人／月)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
合 計	136	148	149

今後の展開

- 介護予防の効果を最大限に発揮し、生活機能改善などの実現に向けたサービスが適切に提供されるよう、利用者の主体的な取組への支援とケアプラン作成のためのサービス供給量の確保に努めます。
- 事業対象者については、早期にサービスが導入できるメリットを生かしながら、担当できるケアマネジャーの増員も含め、本市に適したサービス提供を今後も検討していきます。

◆介護予防ケアマネジメント見込み

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
合 計	150	151	152

8 低所得者等の負担軽減

低所得等で介護保険サービスの利用者負担が重くなる方に対して、介護保険制度では次のような軽減制度を設けています。

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

1 か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。

◆高額介護（介護予防）サービス費給付実績

（単位：千円／年）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
給付実績			

◆高額介護（介護予防）サービス費給付見込み

（単位：千円／年）

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付見込			

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

現状と課題

- 1 年間の医療及び介護の両制度における自己負担額の合計が一定の上限額を超えたとき、超えた分が申請により払い戻されます。
- 介護保険事業者への制度周知を図るとともに、市広報紙及び市公式ホームページにおいて利用者への情報提供を実施しています。

今後の展開

- 今後も、低所得の方が希望するサービスを円滑に利用できるよう、利用者や家族、事業者などに対して、広報紙など各種情報媒体を活用して周知及び制度利用促進に努めます。

◆高額医療合算介護（介護予防）サービス費給付実績

（単位：千円／年）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	実績	実績	実績見込
給付実績			

◆高額医療合算介護（介護予防）サービス費給付見込み

（単位：千円／年）

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
給付見込			

（３）特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住（滞在費）について、申請により補足的給付を行います。

◆特定入所者介護（介護予防）サービス費給付実績

（単位：千円／年）

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	実績	実績	実績見込
給付実績			

◆特定入所者介護（介護予防）サービス費給付見込み

（単位：千円／年）

区 分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
給付見込			

（４）社会福祉法人等による利用者負担の軽減

社会福祉法人等が、低所得で利用料の負担が困難な方に対して利用者負担を軽減した場合、当該法人に助成を行います。

（５）訪問介護利用者負担額減額

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用者で、境界層該当として定率負担額が０円だった方は、申請後、要件を満たすときに自己負担額が０円となります。

（６）特別養護老人ホーム旧措置入所者の特例

介護保険制度施行前から特別養護老人ホームに入所している方（旧措置入所者）は、利用者負担・食費・居住費が旧措置による入所中の費用徴収額を上回らないよう負担軽減を行います。

9 給付費及び第1号被保険者（65歳以上）保険料の推計

サービスごとの給付費を次のとおり見込みます。

（1）介護給付費の実績・見込み

◆介護給付費の実績

（単位：千円）

区 分	第8期			R3年度 →R5年度 伸び率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
1 居宅サービス				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護				
福祉用具貸与				
特定福祉用具購入費				
住宅改修				
特定施設入居者生活介護				
2 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護				
3 施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
介護療養型医療施設				
4 居宅介護支援				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。（見える化システムより）

◆介護給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	第9期			第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1 居宅サービス				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護				
福祉用具貸与				
特定福祉用具購入費				
住宅改修				
特定施設入居者生活介護				
2 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護				
3 施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
介護療養型医療施設				
4 居宅介護支援				
合計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

(2) 予防給付費の実績・見込み

◆予防給付費の実績

(単位：千円)

区 分	第 8 期			R3 年度 →R5 年度 伸び率
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	
1 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具購入費				
介護予防住宅改修				
介護予防特定施設入居者生活介護				
2 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
3 介護予防支援				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

◆予防給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	第 9 期			第 14 期
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
1 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具購入費				
介護予防住宅改修				
介護予防特定施設入居者生活介護				
2 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
3 介護予防支援				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

(3) 総給付費の実績・見込み

◆総給付費（介護給付費＋予防給付費）

（単位：千円）

区 分	第 8 期			第 9 期			第 14 期
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
総給付費							
伸び率							

(4) 標準給付費の実績・見込み

◆標準給付費の実績

（単位：千円）

区 分	第 8 期			合計
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後) A				
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後) B				
高額介護サービス費等給付額 C				
高額医療合算介護サービス費等給付額 D				
算定対象審査支払手数料 E				
標準給付費 A+B+C+D+E				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

◆標準給付費の見込み

（単位：千円）

区 分	第 9 期				第 14 期
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合計	令和 22 年度
総給付費 A					
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) B					
特定入所者介護サービス費等給付額					
特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額					
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) C					
高額介護サービス費等給付額					
高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額					
高額医療合算介護サービス費等給付額 D					
算定対象審査支払手数料 E					
標準給付費見込額 A+B+C+D+E					

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。（見える化システムより）

（５）地域支援事業費の実績・見込み

◆介護予防・日常生活支援総合事業費の実績

(単位：千円)

区 分	第 8 期			R3 年度 →R5 年度 伸び率
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	
訪問型サービス				
通所型サービス				
介護予防ケアマネジメント				
一般介護予防事業				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

◆介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	第 9 期			第 14 期
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
訪問型サービス				
通所型サービス				
介護予防ケアマネジメント				
一般介護予防事業				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

◆包括的支援・任意事業費の実績

(単位：千円)

区 分	第 8 期			R3 年度 →R5 年度 伸び率
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
任意事業				
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援支援体制整備事業				
認知症初期集中支援推進事業				
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業				
地域ケア会議推進事業				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

◆包括的支援・任意事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	第 9 期			第 14 期
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
任意事業				
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援支援体制整備事業				
認知症初期集中支援推進事業				
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業				
地域ケア会議推進事業				
合 計				

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。(見える化システムより)

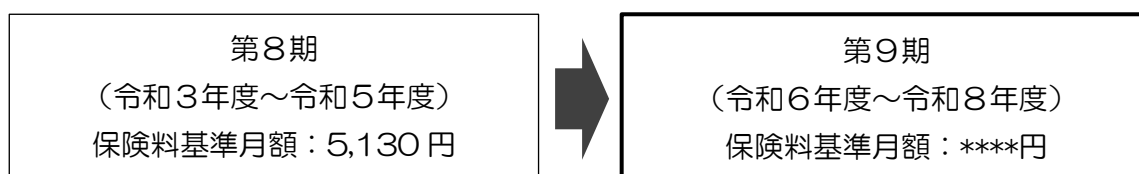
（６）第１号被保険者（６５歳以上）の介護保険料の算定

第１号被保険者の介護保険料の算定は、今後３年間の総費用見込額（Ｄ）に第１号被保険者の負担割合（２３％）を乗じて第１号被保険者負担分相当額（Ｅ）を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（Ｆ－Ｇ）、県の財政安定化基金への償還金（Ｈ）を加味し、準備基金取崩額（Ｉ）を差し引きます。

この保険料収納必要額（Ｊ）を予定保険料収納率（Ｋ）と被保険者数（Ｌ）、１２か月で割ったものが第１号被保険者の基準額（月額）となります。

【第８期から第９期の介護保険料の変化】



◆第１号被保険者の介護保険料の算定

保険料算定に必要な項目	単位	３年間合計
標準給付費見込額（Ａ）	千円	
地域支援事業費見込額（Ｂ）	千円	
介護予防・日常生活支援総合事業費見込額（Ｃ）	千円	
包括的支援事業・任意事業費	千円	
総費用見込額（Ｄ）＝Ａ＋Ｂ	千円	
第１号被保険者負担分相当額（Ｅ）＝Ｄ×２３％	千円	
調整交付金相当額（Ｆ）＝（Ａ＋Ｃ）×５％	千円	
調整交付金見込額（Ｇ）	千円	
財政安定化基金償還金（Ｈ）	千円	
準備基金取崩額（Ｉ）	千円	
保険料収納必要額（Ｊ）＝Ｅ＋Ｆ－Ｇ＋Ｈ－Ｉ	千円	



保険料算定に必要な項目	単位	３年間合計
保険料収納必要額（Ｊ）＝Ｅ＋Ｆ－Ｇ＋Ｈ－Ｉ	千円	
予定保険料収納率（Ｋ）	％	
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ｌ）	人	
保険料基準額（月額）（Ｍ）＝（Ｊ÷Ｋ÷Ｌ÷１２か月）	円	

※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。（見える化システムより）

※本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金（基金への返済）はありません。

(7) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定

本市においては、所得段階の負担割合を低所得の人へ配慮し、所得のある人には応分の負担をしてもらうように第1段階から第10段階の多段階の設定を行っています。

◆第1号被保険者の介護保険料の設定

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者又は課税年金収入と合計所得金額★（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.50 ※1(0.30)		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方	基準額× 0.75 ※2(0.50)		
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円超の方	基準額× 0.75 ※3(0.70)		
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90		
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超の方	基準額		
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20		
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.30		
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50		
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	基準額× 1.70		
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が430万円以上の方	基準額× 1.90		

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※1 第1段階…本人負担分0.30、公費負担分0.20

※2 第2段階…本人負担分0.50、公費負担分0.25

※3 第3段階…本人負担分0.70、公費負担分0.05

(8) 所得段階別被保険者数の見込み

◆所得段階別被保険者数の見込み

(単位：人)

所得段階	第9期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階			
第2段階			
第3段階			
第4段階			
第5段階			
第6段階			
第7段階			
第8段階			
第9段階			
第10段階			
合計			

第2回龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会
素案等に対する質問・意見

2023.9.26
杉野 五郎

◎17 頁 要支援・要介護度別の認定者数の推移と推計

- ①令和5年の要介護3以上の人数が令和4年よりも30人少なくなっていることの理由は？
A. 平成30年から令和4年までは各年9月末日時点の数値です。令和5年度に関しましては、現時点で9月末日の数値が確定しておりませんので、今回の素案では5月末日としているため、若干のずれが生じていると考えられます。最終的には令和5年度に関しましても9月末日時点での数値を示すこととなりますので、数値は若干変動します。
- ②要支援～要介護までの人数も令和5年68人と令和4年156人と比較すると極端に減少している（43.6%の減少率・88人の減少）その理由は？
A. 要支援認定者に関しましては、要介護認定者のように毎年増加しているとは限らない傾向が続いています。理由としましては、要支援者が要介護に区分が変わることや、これまでの介護予防事業の成果などが想定されるためです。
- ③「見える化」システムでは上記①②を修正して向う3年を推計しているのでしょうか？
A. 認定者数の推計は、これまでの認定者数の伸び、今後の高齢者人口の伸び率等様々な角度からのデータに基づいて算出しております。

◎23 頁

①地域包括支援センターの認知度

全く知らない	30.8%
聞いたことがあるがどのような活動をしているかは知らない	43.3%
計	74.1%

前回の協議会で委員より指摘されたように市民に広く周知することが肝要、また周知方法も併せて早急に再検討する必要があると考える。

- A. 前回いただきましたご指摘を踏まえ、9月18日に大昭ホール龍ヶ崎（市文化会館）で開催した敬老会の式典において、地域包括支援センター職員によるチラシの配布等を行いました。今後も、様々な機会を捉えて同センターの周知に努めてまいります。

◎27 頁 在宅介護実態調査結果・抜粋

- ①主な介護者の年齢・・・60代以上 68.8%

◎63 頁 一人暮らし高齢者の実態調査

令和5年度見込み 3,743人 ↗ 令和8年度見込み 4,150人 比較 110.8%・407名増

◎15 頁 「高齢者のいる世帯の推移」

令和2年	高齢者夫婦世帯	3,946世帯×2名	=7,892名
	高齢単身世帯	3,482世帯×1名	=3,482名
	計	7,428世帯	11,374名

上記27頁、63頁、15頁からも理解出来るように今後もいっそう老々世帯、1人暮らし高齢者の介護問題等が深刻化することが必至であるため、実効性ある地域包括ケアシステム構築の邁進を望む、また早急に、当該構築のための企画専門集団（プロジェクトチーム等）を行政組織内に立

ち上げることが必要と考える（当計画期間内に設置）。

A. 委員ご指摘のとおり、地域包括ケアシステム構築は重要なものであると捉えており、その実現のためには、行政だけではなく地域における医療や介護関係機関との連携が不可欠です。本市では、平成 29 年度より、「龍ヶ崎市在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、医療・保健、介護をはじめとする関係者の参画のもと、活発な会議運営を行っております。引き続き、これらの関係機関と連携しながら、高齢者の地域生活を支えるための体制整備について、議論を深めてまいりたいと考えております。

◎66 頁 相談支援の場となる「在宅医療連携相談室」

①相談受付人数の絶対数が少ないのでは？

令和 5 年度見込み 40 人（月 3.3 人） ➡ 向う 3 年間の目標値 50 人（月 4.1 人）

②周知度が低いのでは？

もっと広く市民に周知し、周知方法も再検討を要する

A. こちらに関しましても、市民のみならず医療や介護の関係機関に対して、様々な機会を捉えて、周知に努めてまいります。

◎90 頁 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

①前回協議会でも委員より新システム実現の要望発言あり。

②単身高齢者、老夫婦世帯の増加が顕著で今後もその傾向が一層厳しくなる事が予測されているため、是非 IT 化が進む中操作の簡単な新システムの早期実現を望む。尚、当新システムには防犯の機能も追加する。

③「検討して行きます」ではなく、もっと具体的に「当計画期間内に実現します」との様に積極的な文言での記述を要望する。

A. 緊急通報システムの更新につきましては、令和 5 年第 2 回定例会の一般質問でもお答えした内容と同様に「現行システムの検証と安全・安心なシステムのあり方の検討」としております。更新にあたっては、稲敷広域管内の構成市町との調整などの課題もありますので、ご理解をお願いいたします。

◎102 頁 短期入所生活介護（ショートステイ）

①令和 8 年度 241 人—令和 5 年度見込み 193 人＝48 人増 124.9%と大幅な利用者増が見込まれている。供給量は確保できるとされているが、利用者の中には特養に入所したいが、空くまで当面ここで待機している人もいるとのことですがそういった実態はありますか？

A. これまで在宅生活をしていて、急に症状の悪化などで在宅生活が困難となった方が特別養護老人ホームに入所したいとなった場合で、すぐには入所ができない場合には、やむを得ず入所までの一定期間短期入所を連続して利用し、入所を待つといった状況は把握しております。

◎104 頁 特定施設入居者生活介護

①令和 5 年度に 1 施設 75 人分の新規整備を行ったとされるが、施設名、所在地、事業者名は？

A. 令和 5 年度中に開設予定です。

「介護付き有料老人ホームわかしば（仮称）」龍ヶ崎市若柴町に開設予定で、事業者は医療法人竜仁会となります。

②当該施設への入居費用は？

A. 入居一時金及び月額未定となっておりますが、標準的な金額としましては、介護度にもよりますが、概ね月額 20 万円を超える程度となっております。

③当市が積極的に誘致したのですか？

A. 高齢者の生活の場の選択肢を広げることや、特別養護老人ホームの入所待機者を少しでも解消するという目的で第 8 期計画にて整備することとしました。そのうえで令和 3 年度に事業者選定委員会において医療法人竜仁会が選出されました。

◎122 頁から◎124 頁

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護

上記 2 事業については平成 30 年度から事業所の公募を継続しているが応募がない。又 3 つ目の事業については現在市内に事業所がなく、今後の整備を検討するとされているが、それぞれ整備の見込みがあるのですか？

A. まず、見込み値を掲載していない夜間対応型訪問介護につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で包括対応できるという考えから第 9 期計画では整備しない方向で考えているためです。そのため今後の展開の文言については修正を行う方向であります。

次に、応募のない定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護につきましては、引き続き公募を行っていきます。しかし、平成 27 年度に看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設されましたがその後廃止になった経緯や、事業者の応募がない状況が続いている状態を鑑みて、これらのサービスの今後の整備の検討をしていきます。

②在宅での看護介護を希望する方を支えるためには必要なのではないですか？

A. 必要であることは認識しておりますが、上記サービス以外にも、在宅で生活する看護や介護を必要とする方をサポートする、訪問看護や訪問介護、訪問診療などがございます。

◎132 頁 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）略称・特養

①過去 5 年（4 月 1 日現在）の入所待機者数の推移は？

A. 令和元年 83 人、令和 2 年 82 人、令和 3 年 130 人、令和 4 年 140 人、令和 5 年 80 人です。

令和 5 年度においては、県からの待機者の情報のもと、一人ひとり精査を行いましたので、令和 5 年度を基準に考えていただきますようお願いいたします。

②現施設（令和 5 年度末）で特養への待機は解消しますか？

A. 待機者が 0 になるということは、常に施設が空いている状態となりますので、現実的ではありません。第 8 期計画中の整備である程度の待機者の解消は見込んでおります。

③特養への入所を希望しながら、民間の施設（サ高住、有料老人ホーム等）への入居、又は在宅での介護を余儀なくされている方の人数把握はどうなっていますか？（直近 3 年の推移はどうなっていますか？）

A. ①の待機者の中には、民間の施設に入所中の方やグループホームなどに入居している方も含まれておりますので、それぞれに内訳は把握しております。ちなみに令和 5 年 4 月 1 日の待機者 80 人の内訳は、在宅 29 人・介護老人保健施設 36 人・グループホーム 8 人・有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅 4 人・その他（医療機関等）3 人、となっております。

④上記③のように「隠れ待機」の存在を無視できないのではないですか？

A. 特別養護老人ホームの入所条件の要介護 3 以上を満たしていれば、一人につき何カ所でも

申込むことができますので、隠れ待機が存在はないとの認識です。

⑤当計画案では向う 3 年間でも新たな特養の整備はしないで、これまでの整備の効果を検証するとしているが、本当に大丈夫ですか？もし待機者が大勢出現した場合には、最低でも向う 5 年間は待機を余儀なくされることになりましたが、それでもよいのですか？

A. 要介護認定者の推計から判断して、第 9 期計画では整備の効果を検証する期間としたところでは。

⑥第 7 期の当該計画でも新たな整備はしないでこれまでの整備の効果を検証するとされたが、結果として令和 2 年でのように大勢の待機者を出現させてしまったのではないですか。

A. ⑤の回答と同様になってしまいますが、要介護認定者の推計から判断して、第 9 期計画では整備の効果を検証する期間としたところでは。

以上

大友委員

市内の小規模多機能型居宅介護並びに、認知症対応型共同生活介護の短期利用(ショートステイ)の利用実績状況を示しては。また、いずれのサービス事業所の短期利用が、居宅ケアマネが担当して利用できるということは、知ってる人は少ない状況と思われます。今後、緊急的な支援が必要の際に、利用できるサービスの一つの選択肢として、今後活用ができる事を念頭に示しが必要では。

回答：

直近５年間に於いて、市内の小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の短期利用の実績については０件となっております。

また、居宅の介護支援専門員が担当して利用が可能であること、又、空いている居室を利用するため、サービスとしての見込みが立たないことから、本計画には盛り込まず、事業所台帳への掲載等、他の方法で周知を行っていくこととします。

飯岡委員

46ページの口腔ケア講座についてお伺いします。年4回の開催とありますが、いつ、どこで、誰が参加可能な講座ですか。

回答：

口腔ケア講座は、65歳以上の高齢者を対象にコミュニティセンターや市役所附属棟等を会場に実施しております。講師は外部の歯科衛生士に依頼しており、日程は講師と調整して決めています。令和5年度につきましては、11月に長戸コミュニティセンター、松葉コミュニティセンター、龍ヶ崎市社会福祉協議会佐貫西口支所等で実施予定となっております。

龍ヶ崎市高齢者福祉・第9期介護保険事業計画策定事務スケジュール

令和4年度				令和5年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国・県							■国:全国課長会議 (基本指針案などの提示, 推計ツール確定版の情報提供等)		■(県)介護サービス見込量等の推計結果報告(第1回目)予定	■(県)ヒアリング予定	■(県)介護サービス見込量等の推計結果報告(第2回目)予定	■(県)介護サービス見込量等の推計結果報告(第3回目)予定 ■諸係数公表	■報酬単価改正公表	■(県)介護サービス見込量等の推計結果報告(第4回目)最終予定	
市				【高齢者福祉・介護保険事業運営協議会】											
								■第1回運営協議会【8/21】 ・調査結果報告 ・国指針の提示 ・骨子案報告	■第2回運営協議会【9/26】 ・計画素案① 高齡・介護分	■第3回運営協議会【10/18】 ・計画素案② ・パブリックコメント案			■第4回運営協議会【1月下旬】 ・パブリックコメント報告 ・介護保険料	■第5回運営協議会【2月中旬】 ・市長への答申	
				【介護福祉課 計画策定事務】							■庁議(11/2) ・パブリックコメント案	■全員協議会説明(予定)		■庁議(2/5) ・パブリックコメント報告	■計画の議会報告 ■条例改正
	■アンケート調査期間 (1月～2月)	■集計及び分析, 報告書作成(3月～5月) ■報告書校了予定日(5月中旬) ■報告書の印刷(5月中旬～5月末) ■成果品の納品(6/14)				■各種調査結果の分析	■アンケート結果見える化取り込み					■パブリックコメント(12/4～1/3) りゅうぼー12月前半号合わせ	■パブリックコメントに対する対応		
		■介護保険課 ■福祉総務課	所管の新計画掲載事業の整理及び素案作成					■ヒアリングシートによる各課の取組み状況とりまとめ(7～8月)	■素案作成	■素案修正 ■パブリックコメント案作成	■パブリックコメント案修正及び市長決裁				
			■見える化システム将来推計作業					■事業所開設意向踏査(特養・老健・特定施設)					■保険料改定条例(案)提出(1／中旬)		■計画冊子印刷製本 ■関連機関への配布(議会後)
			【予算関係】								■新年度予算要求	■要求額調整			
		■継続費繰越処理(3月末)		■委託契約に係る支出負担行為決議票を契約額で再起票(4/1)							■新年度予算協議(財政課)	■新年度予算(財政課課内査定)			